科学技術関係予算の判定結果一覧（平成30年度当初予算案、行政事業レビューシート対象事業）

原則として平成29年度レビューシート（平成30年度概算要求時のもの）の記載内容に基づいて分類されています。

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード（1～5）	会計の別（一般・特別）	復興特会（該当：〇 非該当：－）	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：〇 非該当：－)	競争的資金(該当：〇 非該当：－)	独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：－)	SBIR対象(該当：〇 非該当：－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4001	防衛省	20		27	0	短SAM（C）地上器材の定期整備		厳しさの増す安全保障環境のもと、防衛力整備を着実に推進し、各種事態への即応性・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民の生活の安全・安心を確保するため、10年以上経過した短SAM（C）地上器材の定期整備を実施して、器材の信頼性を回復し短SAM（C）地上器材の可動を維持することが必要である。	陸上自衛隊では低空域の防空体制を維持するため、短SAM（C）を装備しているが、これらを正常に可動させるために短SAM（C）地上器材の実態調査を実施した結果、摩耗・劣化が著しく経年とともに器材の信頼性が低下する傾向が確認された寿命性部品の交換に合わせて特に老朽化の著しい部位等に限定した整備を実施するため、所要の経費を	0	0										4_a4_2								非該当	
4002	防衛省	20		28	0	短SAM（誘導武器装備品維持分　部品）		厳しさの増す安全保障環境のもと、防衛力整備を着実に推進し、各種事態への即応性・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民の生活の安全・安心を確保するため、主として低空域における防空体制を維持する。	陸上自衛隊では低空域の防空体制を維持するため、短距離地対空ミサイル（短SAM）を装備しているが、これらを正常に可動させるためには短SAM（誘導武器装備品）の修理に必要な部品及び諸材料費を取得することが必要不可欠である。短SAM（誘導武器装備品）の可動率を維持・向上させ即応性の向上をはかるため、短SAM（誘導武器装備品）の修理に必要な経費を取得するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4003	防衛省	20		30	0	武器修理費(陸自)		各種事態に即応することが求められる陸上自衛隊の任務遂行のため、地対艦誘導弾地上器材、装軌車、中SAM等の装備品についてて整備を実施し、装備品の高可動率の維持及び安全性を向上させることにより、即応性を確保する。	陸上自衛隊で使用する武器の性能維持または機能回復を図るため、武器、武器附属品及び武器修理用機械器具の維持補修、武器、武器備品等の改造、技術対策のため必要な部品等を取得すると共に、武器等の整備を実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4004	防衛省	20		32	0	弾薬整備等に関わる民間委託		所要の弾薬整備業務を遂行するにあたり、整備要員の確保が困難な状況であり、人的資源の有効活用を図り、不足工数を確保するため、委託可能な整備を民間委託する。弾薬等の整備能力を継続的に確保することにより、部隊の運用に必要な弾薬等を適切に供給し、正面部隊の継戦能力を維持する。	弾薬の高度化及び複雑化により、整備工数が増加しているにもかかわらず、整備要員の増加が難しい状況下において必要な整備作業を行うため、整備能力を有する民間会社に以下の整備業務等を委託する。 (1) 火工整備業務 (2) 訓練機雷敷設後整備 (3) 訓練用魚雷整備 (4) 魚雷発射データ等解析 (5) 誘導弾整備	0	0										8_6								非該当	
4005	防衛省	20		33	0	弾薬整備業務のアウトソーシング（総人件費改革関連事業）		総人件費改革推進のため、削減した自衛官が行っていた弾薬整備業務をアウトソーシングすることにより、弾薬の整備能力及び信頼性を維持する。	弾薬整備補給所及び航空部隊の整備補給隊において、弾薬整備業務に従事する自衛官58名分の次の業務を対象に、民間の弾薬整備能力を活用し、弾薬の整備能力及び信頼性を維持する。 (1) 誘導弾整備業務 (2) 魚雷整備業務 (3) 機雷整備業務	0	0										8_6								非該当	
4006	防衛省	20		34	0	地対空誘導弾維持部品		BMD及び防空を任務とする高射部隊が運用するペトリオットシステム用の部品を取得し、高射部隊の運用及び維持態勢を確保する。	1　高射部隊が装備するペトリオットシステムの維持に必要な部品を取得する。 　①ペトリオットシステムを1年間運用するために必要な維持部品の取得 　②ペトリオット地上装置一式の定期修理時に必要な補用部品の取得 　③ペトリオットミサイルの再保証一式に必要な部品の取得 2　基地整備及び補給処整備等各段階における所要の部品を取得することにより故障修復、修理還元を行うもの。	0	0										4_a4_2								非該当	
4007	防衛省	20		35	0	ミサイル維持部品		空対空ミサイル及び空対艦ミサイルの維持に必要な部品等を取得し、航空部隊の運用態勢を確保する。	空対空、空対艦ミサイル及び同支援器材の維持に必要な部品を取得する。 ・ミサイルを1年間運用するために必要な維持部品を取得する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4008	防衛省	20		36	0	ミサイル等修理費		航空戦力の要となる航空機搭載ミサイルの部質及び所要量を確保するため、部隊等において不具合が発生した航空機搭載ミサイル等を速やかに修復し、航空戦力の維持を図る。	定期検査又は運用中等において不具合が確認された補給処及び部隊で保管又は運用されている航空機搭載ミサイル等に対し、外注により修理を実施し、機能及び品質等の回復を図る。	0	0										4_a4_2								非該当	
4009	防衛省	20		37	0	潜水艦（SS）		潜水艦は、その隠密性、長期的行動能力、遠距離水中探知能力等を活用して、常時継続的な情報収集・警戒監視を実施し、主要な海域の哨戒・防護にあたることを任務としているところ。防衛大綱に基づく態勢を構築するため、所要の整備を行う。	潜水艦は、平成16年度から整備を始めた「そうりゅう」型潜水艦と同型であり、対水上レーダー、ソーナー等の技術進歩に対応し、水中での作戦能力を向上するため、蓄電池・ディーゼル機関にスターリング機関を加えた推進システム、艦の運動及び動力の管制を行う艦制御システム並びに統合化された武器システムを搭載することにより、長時間安定した水中持続力を確保し、隠密性を向上させるとともに省人化を図った潜水艦となっている。	0	0										4_a4_2								非該当	
4010	防衛省	20		38	0	掃海艇（MSC）		主要な港湾、海峡等における艦船の安全な航行を確保するために敷設機雷等の排除を行うため、所要の整備を行う。	現有の掃海艦艇の除籍が見込まれたことから、これらを補充するため平成23年度に掃海艇1隻、平成25年度に掃海艦1隻及び平成26年度に掃海艦1隻を整備着手し、平成26年度、平成28年度及び平成29年度に取得するもの。この掃海艦艇は、機雷の高性能化に対応し、機雷の捜索と処分をあわせて行うことが可能な水中航走式機雷掃討具（S－10）等を搭載して機雷排除能力の向上を図っている。また、20年度艦からは、船体に耐久性に優れる繊維強化プラ	0	0										4_a4_2								非該当	
4011	防衛省	20		39	0	固定翼哨戒機　P－1		新たな脅威や多様な事態、国際平和協力活動に対し、より実効的に対応するため、我が国周辺海域の警戒監視や不審船等の小型水上船舶の探知識別などの任務を行う固定翼哨戒機であり、防衛大綱に基づき所要の機数を整備する。	現有の固定翼哨戒機（P－3C）は老朽化に伴い平成20年度から除籍が始まり、平成23年度には固定翼哨戒機の所要機数を割り込む見込みであったことから、P－3Cの代替として次期固定翼哨戒機（P－1）を整備する。 なお、P－1はP－3Cに比べ、探知識別能力の向上、飛行性能の向上及び通信能力の向上等が図られている。	0	0										4_a4_2								非該当	
4012	防衛省	20		40	0	戦闘機（F-15）近代化改修		わが国周辺諸国においては、近年の経済発展や航空機技術の進歩を反映し、新しい戦闘機の取得が進んでいることから、　航空戦力が急速に近代化している。F－15は昭和50年代に導入を始めた航空自衛隊の主力戦闘機であり、今後とも長期にわたり運用することを予定しており、将来における戦闘機の技術的水準の動向に対応し、我が国の防空体制の向上を図るため、MSIP※機全機を対象として、近代化改修を実施し早期に体制を完成させる。 ※MSIP：Multi Stage Improvement Program（多段階能力向上）の略称。導入初期の機体に対し、搭載電子機器を更新・追加した機体のこと。1970年代に出現したF－15を、1990年代の脅威に対処可能とし、1990年代の次世代機出現まで、第1線機として運用可能とするため、米空軍で開始された能力向上計画。米空軍のMSIP化計画は、個々に開発が進められていたが、航空自衛隊では、これらを統合・一括管理し、新造機に反映させてきた。	現有のF－15に対し、探知能力の向上を図るための搭載レーダーの換装、戦闘状況表示能力の向上を図るためのデータリンク搭載、射程及び射角の拡大等を図るための国産ミサイルの搭載、所要電力量増大に伴う発電機の換装、発熱量増大に伴う空調システムの換装等、多岐にわたる能力向上改修を実施することにより、防空能力の向上を図る。	0	0										4_a4_2								非該当	
4013	防衛省	20		41	0	SH－60K搭載電子機器整備用構成品		SH－60Kの任務可動状態を維持するため、SH－60K搭載電子機器に不具合が発生した場合、不具合箇所を特定するため、不具合機器と組み合わせて故障探求する必要があることから、整備用構成品を整備するものである。	SH－60Kの任務可動状態を維持するため、SH－60K搭載電子機器に不具合が発生した場合、不具合箇所を特定するため、不具合機器と組み合わせて故障探求する必要があることから、整備用構成品を整備するものであり、SH－60Kの配備計画にあわせ、SH－60Kに搭載されている航法系統、通信系統、音響系統、非音響系統、情報処理系統及び武装系統の整備用構成品を調達するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4014	防衛省	20		42	0	P－1用整備用器材の整備		周辺空域における安全確保に関して、広域に置いて常続監視を行うP－1の部隊運用化を実現するため、部隊整備により当該航空機の信頼性と可動率の悪化を防ぎ、P－1の円滑な運用及び部隊整備態勢を整備するための航法、通信、運用システム等を統合した整備用器材を整備する。	部隊での不具合を未然に防止する点検、検査等を計画的に実施する整備、及び不具合が生じた場合に不具合箇所の特定及び不具合の修復を実施する整備のために必要な器材を整備するものである。 　なお、固定翼哨戒機P－1の整備用器材の主要なものは、運用、航法、通信で構成とこれらを試験するためのテストプログラムセット及び整備対象器材を連接するためのアダプタから構成されている統合化した整備用器材であり、当面厚木基地に新規に配備するP－1について、所要の整備用器材を段階的に整備するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額［千円］	機関コード（1～5）	会計の別（一般・特別）	復興特会（該当：〇 非該当：－）	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：〇 非該当：－)	競争的資金(該当：〇 非該当：－)	独立行政法人向け財政支出（該当：〇 非該当：－）	SBIR対象（該当：〇 非該当：－）	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4015	防衛省	20		43	0	搭載武器支援器材		航空機に搭載される弾薬（ミサイル、爆弾及び20mm弾等）は、航空機搭載武器（ランチャー、爆弾懸吊装置及び機関砲装置）に搭載され発射及び投下される。これら弾薬類の搭載用器材及びミサイル用点検器材を取得することにより、部隊運用支援態勢を確保する。	航空機搭載武器支援器材、弾薬搭載用器材及びミサイル用点検器材を取得する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4016	防衛省	20		45	0	次期戦闘機		F－4減勢に対応し、航空自衛隊の戦闘機部隊の体制を維持するとともに、我が国の抑止力及び対処能力を維持向上させるため、F－35Aを取得する。	厳しさを増す日本周辺での安全保障環境の中、周辺国においては、次世代機の開発や空軍力の近代化を推進している状況にあることから、航空自衛隊の戦闘機部隊の体制維持、我が国の抑止力及び対処能力を維持向上させるため、F－4の後継機としてF－35Aを必要数取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援体制の整備等を行う。	0	0										4_a4_2								非該当	
4017	防衛省	20		46	0	滑空機の性能確認検査		将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）の安全性及び円滑性を確保する。	将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）に使用する滑空機の性能確認検査を行うものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4018	防衛省	20		47	0	航空機修理部品及び整備用消耗品		将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）の安全性及び円滑性を確保する。	将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）に使用する滑空機の維持補修に必要な修理部品・整備用消耗品の取得及び修理役務を実施するものである。	0	0										4_a4_2	4_d4_2							非該当	
4019	防衛省	20		48	0	定期修理		海上自衛隊の搭載武器について満足な作動状態を維持し、安全性、信頼性及び任務能力を保証するために必要となる定期修理用の役務費を確保する。	次の機器等の定期修理を実施する。 ・P－3C、SH－60J／K用ポンブラック ・P－3C用潜望式六分技シャッタ＆マウント ・SH－60J用マーカ投下器 ・UP－3D用標的曳航装置　等	0	0										4_a4_2								非該当	
4020	防衛省	20		49	0	T700エンジンの整備		島嶼部に対する攻撃への対応に関して、常続的監視等を実施するためにSH－60Kを運用するに伴い、所要の補用エンジン（型式：T700－401C2）を整備するものである。なお、補用エンジンは、不具合及びエンジン・オーバーホール等のために取卸すエンジンの代用として必要である。	機体の耐用命数に到達したSH－60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700－401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、エンジン製造会社に官給することで、全ての部品を新造するよりも少ない経費でSH－60K用T700－401C2エンジンを整備するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4021	防衛省	20		50	0	緊急射出装置用部品		緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を取得し、航空機の高可動率を維持する。	各種航空機所要の緊急射出装置オーバーホール等、外装物投棄用カートリッジ等及び緊急射出装置用維持部品を取得し、航空機の高可動率を維持する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4022	防衛省	20		53	0	地対空誘導弾ペトリオット		弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための手段として、防衛計画の大綱等に基づき、地対空誘導弾ペトリオットシステムを整備する。また、航空侵攻に対しては、戦闘機部隊との緊密な連携の下、迅速確実にこれを対処することが可能であり、我が国の政治、経済、防衛上の重要地域の防衛にあたるために必要な装備品として整備する。	ペトリオット・ミサイルは、高射隊への配備弾や部隊の射撃訓練等において射耗するミサイルの補てんに必要な所要数を取得するとともに、ペトリオット・ミサイルの構成品において、寿命が設定されている部品を交換し、ミサイルの品質等を維持することで所要数を確保する。 また、ペトリオット・ミサイルのうちPAC－3ミサイルにおいては、米国で実施する品質確認試験に出荷するミサイルの補てん等に必要な所要数を取得するとともに、新たにPAC－3化された高射隊への配備弾等について必要な所要数を確保する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4023	防衛省	20		54	0	通信機器購入費（空自）		航空自衛隊の任務遂行に必要な態勢を維持するため、所要の通信機器等を購入すること。	本事業は、航空自衛隊の態勢を維持するために以下の内容（※全事業の一部を抜粋）を実施する。 1　固定式3次元レーダ装置 2　電源装置等の取得等 3　戦術データ交換システム端末 4　ペトリオットのPAC－3化に伴う通信連接装置の換装（BMD）	0	0										4_a4_2								非該当	
4024	防衛省	20		56	0	BMD任務用機動展開用車両の取得(BMD)		高射部隊は、BMD（弾道ミサイル防衛）任務等において重要防護施設の防護のため、最適陣地に迅速に機動する必要があるとともに、防空任務においては、その位置を秘匿するために頻繁に陣地変換を行う必要がある。かかる目的に必要となる車両を更新し、機動展開能力を引き続き確保するものである。また、市ヶ谷のPAC－３展開基盤整備に伴い、必要となる車両及び整備器材等を取得する。	市ヶ谷のPAC－３展開基盤を整備するために必要となる整備器材、計測器及び車両を取得、更新する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4025	防衛省	20		57	0	ペトリオット定期修理費		ペトリオット器材の定期修理を実施し、ペトリオット・システムの信頼性を確保する。	定期修理実施時期を迎えるペトリオット器材（射撃管制装置、情報調整装置、発射機、レーダー装置、無線中継装置、アンテナマストグループ）を工場へ搬入し、必要な分解・診断・検査・修理等を実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4026	防衛省	20		58	0	地対空誘導弾構成品修理費		ペトリオット器材を適正に維持するため、ペトリオット器材及び同関連器材の構成品を修理する。	ペトリオット器材及び同関連器材の構成品において、基地整備で修復できない要修理品を外注により修理する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4027	防衛省	20		61	0	生物防護器資材		生物事態対処において国民の安全・安心に寄与するため、生物対処装備品の維持に必要な消耗性の付属品等を取得し、即応性発揮の基盤を確立する。	生物事態対処において、NBC偵察車及び生物偵察車で使用する生物剤を識別するための試薬セット等を取得する。 NBC：Nuclear Biological and Chemical	0	0										4_a4_2								非該当	
4028	防衛省	20		62	0	ホーク（誘導武器装備品維持分　役務）		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力整備を着実に推進し、各種事態への即応性・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、主として中空域における防空体制を維持する。	陸上自衛隊では中低空域の防空体制を維持するため、中距離地対空ミサイル（ホーク）を装備しているが、これらが正常に可動するため、ホーク（誘導武器装備品）の外注修理に必要な経費を取得するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4029	防衛省	20		63	0	自動警戒管制組織の弾道ﾐｻｲﾙ対処機能(BMD) 自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化		自動警戒管制システム（JADGE：Japan Aerospace Defense Ground Environment）は、本邦周辺空域の常続的な警戒監視及びBMDを行うために必要となる機能を有する空自の各種作戦を組織的に行うための中核となるシステムであり、JADGEの本体の能力向上及びJADGEと連接するシステムの能力向上等にあわせた機能付加を適切に実施	常続的な警戒監視体制及びBMDにおける組織戦闘力を維持し、自動警戒管制システム（JADGE）を継続的に運用するために、JADGEの器材換装を実施する。併せて関連システムの増加及び能力向上に合わせたJADGEの連接機能付加を実施する。	0	0										4_b4_2								非該当	
4030	防衛省	20		64	0	基地警備関連装備品		平時の不法侵入者から武装したテロ、ゲリラ及び特殊部隊までの幅広い脅威に適切に対応すべく、基地警備要員用の機能性、防護性を向上させる個人装具や警戒監視能力を向上させる基地警備システムを整備する。	厳しい安全保障環境のもと、平時の不法侵入者やテロやゲリラ及び特殊部隊からの攻撃に実効的に対処する能力を確保するため、基地警備における隊員の機能性、防護性の向上を図るための作戦行動用個人装具及び基地全般の警戒監視能力を向上させるための基地警備システムを整備する。 〔作戦行動用個人装備品の整備：過去から逐年整備を実施し、主な品目としては防弾チョッキ、暗視眼鏡を整備〕	0	0										4_a4_2								非該当	
4031	防衛省	20		65	0	武器購入費（海自）		平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる艦艇や航空機等に搭載する武器等を着実に整備し、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。	海上自衛隊における艦艇及び航空機搭載用武器及びその他の武器の購入及び据付、艦艇搭載誘導弾の機能向上に伴う装備品及びこれらの初度部品の購入並びに据付等を実施する。 ・航空機用武器関連機器の整備 ・艦艇用機関砲用改修器材の調達	0	0										4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4032	防衛省	20		66	0	諸器材購入費(海自)		平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる艦船需品、航空需品、修理保管用備品、参考器材等を整備し、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。	海上自衛隊における艦船需品、航空機に搭載又は装着する需品及び航空機の運航に必要な需品、施設車両、施設機械器具及びこれらの付属品、車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、工作所備品、艦艇及び航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の地上動力器材及び着陸制御拘束装置並びにこれらの付属品、油類その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品、試験研究のための参考器材、武器付属品及び銃架、銃手入れ台等、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌その他の付属品及び工具、弾薬類及びその容器の保管、修理、構成、改造、研修等に必要な機械器具の購入及び据付費等	0	0										4_a4_2								非該当	
4033	防衛省	20		67	0	武器修理費(空自)		航空自衛隊における任務を遂行するために必要な態勢を維持するため、武器等を適切に維持する。	航空自衛隊における任務を遂行するために必要な態勢を維持するため、武器等を適切に維持する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4034	防衛省	20		68	0	武器修理費(海自)		平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる艦艇や航空機等に搭載する武器、武器付属品、武器部品等を維持、補修、改修等を実施することにより、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。	海上自衛隊の艦艇搭載の砲、イージス装置、ソーナー、機雷探知機や航空機搭載武器、掃海具等の武器、武器付属品、武器修理用機械器具、武器部品等の維持補修、改造、技術対策等に必要な材料、消耗品の購入及び役務費等を実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4035	防衛省	20		69	0	諸器材等維持費(海自)		海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設機械等の維持、艦艇の行動及び爆発兵器類の処理、弾薬類の維持等に必要な材料等の購入等により、海上自衛隊における部隊運用機能の向上を図る。	海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設車両及び施設機械並びに修理用機械器具の修理及び改造、係留施設及び飛行場施設等の維持及び修理補修、艦艇の行動、爆発物及び旧兵器類の処理、弾薬類及び修理保管用機械器具等の保管、修理、再生、処分、改造等に必要な材料等の購入及び役務費等並びに諸器材の整備補給関係及び飛行場施設の道路の補修等に服する者に対する	0	0										4_a4_2								非該当	
4036	防衛省	20		70	0	部隊実験		部隊実験は、将来の技術進展を見据えつつ、陸上自衛隊の新たな作戦基本部隊の戦い方の具体化に資することを目的に、26中期防で定められている基幹部隊の見直しに基づく即応機動連隊の新編を含む機動師団・旅団の戦力化及び地域配備師・旅団、特に偵察戦闘大隊の実験成果を反映することを目標に研究するもの。	本事業は、部隊実験に必要な試験器材、評価器材等を借用するとともに民間の技術支援を受け、現有装備等では代替できないものを民生技術を活用して実験・評価することにより、陸上自衛隊の新たな作戦基本部隊の戦い方を検証、その具体化を図るものである。その際、平成35年度末の体制を対象とし、即応機動連隊の新編及び地域配備師旅団、特に偵察戦闘大隊の新編に成果を反映する。平成28年度は、拡張・高速化した統合によるCOP・FCPを活用した機動師旅団等の行動を具体化する予定である。(COP:戦闘状況・結果を提供し、指揮官の状況判断に寄与するもの。FCP:敵の位置情報を事前に提供し、射撃部隊の判断に寄	0	0										4_a4_2	2_b_1_4							非該当	
4037	防衛省	20		71	0	92式地雷原処理車(施設器材のオーバーホール)		平成5年度以降装備を始めた92式地雷原処理車が、経年に伴い逐次摩耗期に入り故障が頻発する等信頼性が低下しており、有事の機動支援及び平時の訓練に支障を及ぼすおそれがあるため、オーバーホールを実施して機能を回復し、部隊の戦闘力の維持を図るものである。	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した92式地雷原処理車のオーバーホールを実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4038	防衛省	20		72	0	91式戦車橋(施設機材のオーバーホール)		平成4年度以降装備を始めた91式戦車橋が、経年に伴い逐次摩耗期に入り故障が頻発する等信頼性が低下しており、有事の機動支援及び平時の訓練に支障を及ぼすおそれがあるため、オーバーホールを実施して機能を回復し、部隊の戦闘力の維持を図るものである。	機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した91式戦車橋のオーバーホールを実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4039	防衛省	20		73	0	新規車両購入		部隊等の新編、新機種の導入及び各種態勢の整備のため部隊等において新規に必要となる車両を取得し、部隊等の即応性及び機動性を確保し任務遂行能力を向上させる。	部隊新編、新機種の導入及び各種態勢の整備のため部隊等設立を対象として、任務遂行に必要な新規車両を取得する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4040	防衛省	20		75	0	甲類(戦車)		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(本格的な侵略事態、島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等)への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、甲類装備品(戦車)を整備	戦車は、火力、機動力及び防護力を有し、敵弾下において攻撃、防御等に対応できる主要な装備品として陸自の部隊に装備し、主として地上機動戦闘における機動打撃の骨幹戦力として使用する。本事業では、所要の10式戦車を装備する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4041	防衛省	20		78	0	乙類(化学器材)		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応性や実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、装備品として乙類(化学器材)を整備する。	化学器材は、NBCテロ、災害等に対応する装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に情報、警戒、防護、除染の機能により、隊員個人及び部隊が使用する。 本事業では、乙類(化学器材)として、個人用防護装備等の主要な化学器材、各種検知器材、除染器材等を整備し、耐用年数の到来に伴う減耗等に対応する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4042	防衛省	20		79	0	乙類(通信器材)		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品(通信器材)を整備する。	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)へ対応する能力を向上させるため、各種無線機等の通信器材を整備している。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の通信器材を整備する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4043	防衛省	20		80	0	乙類(施設器材)		各種事態等に対応し得る体制の構築及び機動展開能力の強化並びに局地輸送能力の向上をはかるため、老朽化した81式自走架柱橋の損耗更新及び資材運搬車の充足等を実施して、各種事態への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品(施設器材)を整備する。	陸上自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させるため、特殊車両等の施設器材を整備するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4044	防衛省	20		81	0	軽装甲機動車		テロやゲリラ及び特殊部隊等による攻撃等の各種事態への対処や基地警備に係る部隊の即応性及び機動性の向上を図る。	厳しい安全保障環境のもと、各種事態に実効的に対処するため、部隊の即応・実効的対処能力の向上に必要な軽装甲機動車を整備する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4045	防衛省	20		82	0	諸器材購入費(統幕)		整備した車両の付属品を取得することにより、統合幕僚監部における円滑な任務遂行に必要な可動車両数の維持を	統合幕僚監部で運用している車両の附属品(タイヤ等)を取得し、可動車両数の維持及び安全運行を確保する。	0	0										4_d4_2								非該当	
4046	防衛省	20		83	0	車両用附属品		防衛大学校の円滑な校務遂行のために車両の附属品を取得する。	防衛大学校の校務運営において、学生訓練で使用する人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持及び回復を図り、安全性を確保するため、車両の附属品(タイヤ・バッテリー)	0	0										4_d4_2								非該当	
4047	防衛省	20		84	0	基地通信備品の損耗更新		陸海空自衛隊を相互につなぐ固定通信設備で使用している陸上自衛隊の基地通信備品の著しい老朽化により、通信運用に支障をきたし、又はきたす恐れのあるものを更新することにより、陸海空自衛隊間における通信の確実な維持・	本事業は、各通信所の通信回線の維持に直結する基地通信備品のうち、老朽化の著しい回線機器、有線機器、無線機器及び電源機器の更新するものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4048	防衛省	20		85	0	通信機器購入費(海自)		平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる通信機器等を整備し、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。	海上自衛隊の艦船、航空機及び陸上施設等において使用する通信電子機器、気象機器及びこれらに係る電源器材の購入並びにこれらのうち国有財産の取り扱いをしないものの据付等を実施する。 1　送信所関連器材の整備 2　航空機搭載電子機器整備用構成品 3　衛星通信の再構築 4　情報収集器材の換装　等+A726	0	0										4_a4_2								非該当	
4049	防衛省	20		86	0	諸器材購入費(空自)		航空自衛隊における任務を遂行するために実用な態勢を維持するため、所要の諸器材等を購入等すること。	1　編成装備品の購入(特に掲げたものを除く。)、同製造等に要する初度費、航空機に搭載する又は装着する需品、航空機の運航に必要な需品の購入 2　車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の機上動力器材、着陸制御拘束装置、油類、施設車両、施設機械器具その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品の購入及び据付 3　試験研究のための参考器材購入費 4　武器附属品、銃架、銃手入れ台、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌、弾薬類及び保管、修理等に必要な機械器具等、並びにこれらの付属品の購入、据付　等	0	0										4_a4_2								非該当	
4050	防衛省	20		87	0	中央指揮システムの個別維持(中央システム)		本事業は、陸・海・空幕等と連接した統合システムである中央指揮システムを整備し、自衛隊の行動等に関する指揮監督を補佐する機能及び統合運用に係る機能(中央システム)の維持を目的としている。	中央指揮システムを良好な状態で運用するため、サーバー等各種ハードウェア等を借上・取得するとともにシステムを365日24時間運用するための保守を行う。	0	0										4_a4_2								非該当	
4051	防衛省	20		88	0	中央指揮システムの全体維持		本事業は、陸・海・空幕等と連接した統合システムである中央指揮システムを整備し、自衛隊の行動等に関する指揮監督を補佐する機能及び統合運用に係る機能(中央システム)の維持を目的としている。	事業の目的を達成するために、陸幕、海幕、空幕等の各システムと中央システムとのインターフェース等を確保するとともに、システムの維持整備・能力向上を図るために必要な役務の提供を受けるもの。	0	0										4_b4_2								非該当	
4052	防衛省	20		89	0	中央指揮システムの個別維持(専用通信)		防衛大臣、主要補佐者及び関係幕僚が中央指揮所内、関係府省庁及び大臣直轄部隊等に対し、秘匿された電話及びファクシミリにより命令、指示等の伝達及び連絡調整等を行う中央指揮システムの専用通信を常時運用可能な状態に維持するものである。	中央指揮システムの専用通信機器を常時運用可能な状態に維持するため、通信回線及びハードウェアの借上げ、消耗品の取得及びハードウェアの保守を実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4053	防衛省	20		90	0	通信維持費(統幕)		防衛省・自衛隊におけるコンピュータシステムによる情報共有化の促進及び各種活動を円滑に実施するために必要な通信器材等を維持・管理するもの。	防衛省・自衛隊における情報共有化を行うため、重複機能開発の防止や最新技術の取り込みを容易にしたコンピュータシステムの開発、再利用可能なソフトウェア部品の維持整備等、各種活動を円滑に遂行するために必要な通信器材等の借上げ及び保守等を実施するもの。	0	0										4_b4_2	4_a4_2							非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4054	防衛省	20		91	0	小型輸送車の修理維持		統合幕僚監部が保有する業務用車両の運用に支障がないように定期修理、故障発生時の臨時修理を実施し、統合幕僚監部における各種業務支援、緊急時への対応を常時実施できる態勢を維持する。	整備計画に基づく修理や点検整備、車両の異常に対応する臨時の修理を実施して、車両の安全な運行を確保する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4055	防衛省	20		92	0	中央指揮所の施設整備の維持		自衛隊指揮通信システム隊が管理する中央指揮所の指揮所機能を継続するため、各施設設備の保守役務等を実施	自衛隊指揮通信システム隊（中央指揮所運営隊）が管理する中央指揮所の施設設備の定期保守及び補用品を購入す	0	0										4_a4_2								非該当	
4056	防衛省	20		93	0	諸器材等維持費（統幕）		統合幕僚監部の各種備品を良好な状態で維持し、緊急事態発生時の即応体制及び教育訓練等の活動体制の維持・向上を図る。	統合幕僚監部が使用する中央指揮所での良好な勤務環境を維持するため、また、統合幕僚監部が行う教育訓練等の活動を円滑に実施するため、保有備品の稼働に支障がないように補修、保守、点検等の役務の調達及び消耗品の	0	0										4_a4_2								非該当	
4057	防衛省	20		94	0	車両の維持整備		情報本部の円滑な情報収集体制を確立するため、保有する車両の定期点検及び整備を実施する。	情報本部で使用する車両の安全運行できる態勢を維持するため、法定点検等の車両整備役務及び車両運行に必要な部品等の取得を実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4058	防衛省	20		95	0	気象通信端末の維持整備		我が国周辺における各国の軍事動向の把握や各種兆候の察知に必要な衛星画像情報の効率的な取得を実現するため、撮影対象地域の精緻な気象予測（特に雲の発生）に必要な気象通信端末の維持整備を適切に行う。	気象予報士による雲の緻密な予測に必要な気象データの取得と多様なデータ加工機能を有する端末を適切に維持整備する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4059	防衛省	20		96	0	武器手入消耗品		将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練で使用する武器（小銃等）を手入れするために必要な消耗品を取得することで、訓練の安全性及び円滑性を確保する。	防衛大学校の校務運営において、学生訓練で使用する武器（小銃等）の信頼性及び安全性を確保するため、武器手入用消耗品を取得する。	0	0								4_d4_2								非該当	
4060	防衛省	20		97	0	火器・装軌車等の修理（装軌車等外注整備）		甲類装備品の火器・装軌車等について、陸上自衛隊の補給処の技術的な整備能力を超える整備所要に対して、外注整備を実施することにより、その機能回復を通じて部隊の戦闘力維持を図るもの。	甲類装備品の車体・エンジン等について、陸上自衛隊の補給処の整備では機能回復が困難なものがあるため、外注によるオーバーホール整備を実施する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4061	防衛省	20		98	0	火器関係(部品・外注費)、装軌車関係(部品		火器・装軌車等について必要な維持整備を実施し、装備品の即応態勢の確立に努めるもの。	火器・装軌車等の予防整備及び故障整備に必要な修理用部品の取得または役務の実施。	0	0								4_a4_2								非該当	
4062	防衛省	20		99	0	火器・装軌車等の改善・改造		火器・装軌車等を改善・改造し、安全性、信頼性及び操用性の向上を図る。	火器・装軌車等の安全性、信頼性及び操用性の向上のために必要な改善・改造を行う。	0	0								4_a4_2								非該当	
4063	防衛省	20		100	0	指揮所の近代化(ハードウェアの整備）		各級指揮官の迅速・的確な指揮統制に資するため、陸幕及び各級部隊等の指揮所で使用する陸幕システム及び各方面隊指揮システム等を整備して、情報の伝達・処理の迅速性、正確性及び効率性を向上させるよう近代化を図るも	陸幕システム及び各方面隊指揮システムのハードウェア維持管理、陸幕システムの換装、新改編部隊等への端末導入など指揮所の近代化に必要なハードウェアの基盤整備を実施するものである。	0	0								4_a4_2								非該当	
4064	防衛省	20		102	0	通信機器の修理等		陸上自衛隊の通信電子器材の維持・運営に必要な修理等を行い、継続的な基地通信を確保するとともに、任務遂行に備え野外通信機器の可動率を維持する。	・ 防衛マイクロ回線、基地交換機及び電源装置等の基地備品を維持するため定期的な外注整備及び部品等の取得。 ・ 中央即応集団等が緊急・即応態勢を維持するため、保有通信電子器材に対する外注整備及び部品等の取得。 ・ 一般部隊が各種事態に迅速に対応するための無線機、交換機及び電源等を維持するため、定期的な外注整備及び部品等の取得。	0	0								4_a4_2								非該当	
4065	防衛省	20		104	0	装輪車両の修理費の取得		部隊の戦力発揮、災害派遣等において、部隊の移動・物品の輸送のため装輪車両は必要不可欠なものであり、これを常に良好な状態に維持するとともに、故障した場合においては速やかに復旧することにより、部隊の即応性を維持す	各種事態への即応性・実効的対処能力の維持のため、装輪車両の修理に必要な部品及び諸材料を取得する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4066	防衛省	20		105	0	車両等の処分		使用済の不用タイヤ等を産業廃棄物として適正に処分し、各部隊等の円滑な隊務運営と環境保全に寄与する。	不用タイヤ等は従来演習場等での活用、あるいは公共団体や民間業者への売却等を実施していたが、近年の環境保全の厳しい社会ニーズから買い取りが困難となっていることから、各部隊等の円滑な隊務運営と環境保全のため、業者に適正な処分を依頼する。	0	0								4_d4_2								非該当	
4067	防衛省	20		106	0	自動車リサイクル法関連経費		使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理する。	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、シュレッダーダスト、エアーバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等（リサイクル料金）を資金管理法人に	0	0								4_a4_2								非該当	
4068	防衛省	20		107	0	装輪車両の外注整備		整備部隊が近傍に所在しない一部の部隊の民間型車両について、定期整備及び故障整備を部外の民間車両整備事業者に整備を委託することにより、迅速かつ効率的に車両を良好な状態に保つとともに、整備に係る隊力を軽減して各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図る。	各部隊等の保有する民間ナンバー車両は、基本的に自衛隊の指定工場等に持ち込み整備を行っているが、その指定工場が遠隔地にある場合、保全及び技術的に問題なく整備が実施できる民間ナンバー車両については、近隣の民指定工場等に整備を委託したほうが経済的である。このため、民間ナンバー車の一部について部外整備委託を実施して	0	0								4_a4_2								非該当	
4069	防衛省	20		108	0	燃料タンク車の水圧試験		「消防法」及び「危険物の規制に関する規則」に基づき「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」により燃料タンク車（各車種）の定期点検を受検して同規則等に適合させ、車両及び航空機の給油能力を保持して各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図る。	定められた規則に適合させなければ、燃料タンク車（各車種）は使用できず、車両及び航空機に対する給油ができなくなり、自衛隊の任務遂成に重大な影響を及ぼすため、完成検査証の交付を受けた日又は前回の水圧試験を行った日から5年を超えない日までの定期点検受検を行う。	0	0								4_a4_2								非該当	
4070	防衛省	20		109	0	化学器材の修理		化学器材の維持に必要な部品及び役務等を取得し、器材の可動状態の維持を図り、NBC事態に対する即応性発揮の基盤を確立する。	部隊のNBC事態等に対する即応性や実効的対処能力の向上を図るため、個人用防護衣や除染車などの化学器材を整備するための部品取得や修理を行う。 NBC：Nuclear Biological and Chemical	0	0								4_a4_2								非該当	
4071	防衛省	20		110	0	廃弾等の外注処分		我が国の平和と国民生活の安心・安全を確保するため、陸上自衛隊は弾薬を適切に保有しておく必要がある。その上で、装備品の退役等に伴い使用する火砲が存在しなくなった弾薬（退役弾）や、経年劣化により安全管理上使用できなくなった弾薬（不良弾）等については、今後使用することがな	装備品の退役等に伴い使用する火砲が存在しなくなった弾薬（退役弾）について、適切に処分を実施する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4072	防衛省	20		111	0	通信衛星の中継機能の借上(三幕共同）		陸海空自衛隊の各ビークル（艦艇・航空機等）は、作戦海域・空域等を行動しつつ、各ビークル間あるいは陸上の上級司令部と連携して作戦を実施するため、Xバンド衛星通信を使用し、シームレスに連接する安定性の高い通信を実現	陸海空自衛隊の各部隊がXバンド衛星通信を実施するため、スーパーバード通信衛星（B2号機・G2号機及びD号機）の中継器を各自衛隊の専用中継器として借り上げるものである。	0	0								4_a4_2								非該当	
4073	防衛省	20		112	0	航空機搭載通信機器維持・通信部品		海上自衛隊で使用する各航空機の任務可動状態を確保するために、各航空機に搭載されている通信機器等について、部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達するものである。	航空機搭載通信機器等について部隊で整備できる機器の整備用部品を調達するもの及び修理会社が実施する修理で必要となる部品を官給するため部品を調達するものである。	0	0								4_a4_2								非該当	
4074	防衛省	20		113	0	Kuバンド衛星通信用経費		海上自衛隊の主要艦艇は、洋上を行動しつつ陸上の上級司令部等と連携し作戦を実施するため、洋上と陸上をシームレスに連接する高速大容量ネットワークへの接続が不可欠であるため、Kuバンド衛星通信を使用し、陸上のDII（防衛情報通信基盤）に接続するとともに、洋上においても高速大容量の通信基盤を構築する。	艦艇に搭載した衛星通信器材を使用し、民間の通信衛星に搭載されたKuバンド中継器と地球局（通信中継所）を利用して通信するため、艦艇58隻が使用するKuバンド帯を借上げる。	0	0								4_b4_2								非該当	
4075	防衛省	20		114	0	通信維持費(海自）		海上自衛隊の任務を遂行するために必要な通信電子機器等の各種システムを良好な状態に維持し、指揮・統制を適切に実施するために、通信電子機器等の部品、消耗品等の購入等を実施する。	海上自衛隊における通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器並びにこれらの修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品、消耗品等の購入及び役務並びに通信施設等の維持管理を実施する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4076	防衛省	20		115	0	車両維持経費		海上自衛隊各部隊の円滑な部隊運用に資する態勢を確立するため、保有する車両の維持整備を行う。	海上自衛隊が保有する車両を整備し、安全運行できる態勢を維持する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4077	防衛省	20		116	0	燃料給油車タンクの定期検査経費		海上自衛隊の航空部隊の任務を円滑に実施するため、保有する燃料給油車のタンクの定期検査を実施する。	根拠法令に則り、5年を超えない範囲において燃料給油車に搭載されている燃料タンクの圧力試験を実施する。	0	0								8_6								非該当	
4078	防衛省	20		117	0	マイナーオーバーホール		故障又は定期修理間隔に達した航空機用機器等の修理を実施し、安定した航空機の運用を図る。	国内修理会社又は海外商社と修理役務請負契約を締結し、航空機用機器の修理作業を実施させる。	0	0								4_a4_2								非該当	
4079	防衛省	20		118	0	ガスタービン機関組部品のオーバーホール		ガスタービン機関組部品は、主機であるガスタービン機関の重要な構成要素の一つであり、ガスタービンの型によって多くの種類がある。この組部品は規定の累計運転時間に達すると能力が低下するため、各組部品毎にオーバーホールを実施することで新たに組部品を調達することなく、再使用することが可能である。これにより、艦艇の可動率の確保に	規定の累計運転時間に達したガスタービン機関組部品について、オーバーホールを実施する。オーバーホールを実施した組部品は、累計運転時間に達した他の組部品と交換して継続使用する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4080	防衛省	20		121	0	車両一般整備費		航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する車両や同車両搭載装置等を適正に維持する。	航空自衛隊が保有する全車両の整備（定期検査及び故障等修理）に必要な部品及び役務を調達する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4081	防衛省	20		122	0	自動車再資源化等預託金		使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、航空自衛隊の使用済自動車を適正に処理する。	航空自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託均等（リサイクル料金）を資金管理法人に対し	0	0								8_6								非該当	
4082	防衛省	20		123	0	施設車両整備費		航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。	航空自衛隊が保有する施設車両の整備（定期検査及び故障等修理）の実施に必要な部品及び役務を調達する。	0	0								4_a4_2								非該当	
4083	防衛省	20		124	0	訓練演習支援機能の整備		統合運用体制下で新たな脅威や多様な事態に対応した統合訓練（指揮所演習）を実施するため、訓練演習支援機能の維持及び環境整備を行う。	当該事業の目的を達成するため、訓練演習支援器材の借上げ及び技術支援役務を行う。	0	0								4_a4_2								非該当	
4084	防衛省	20		125	0	情報業務用車両の取得		情報業務車両を取得し、通信所の管理業務等に必要な運行所要を充足し、情報業務の円滑な実施を図る。	情報本部の研修・訓練等多人数人員輸送及び関係部隊との業務調整・所内の設備点検等に使用する車両を更新・取得するものである。	0	0								4_a4_2								非該当	
4085	防衛省	20		126	0	通信機器購入費（統幕）		防衛大臣及び主要補佐者等による適時適切な命令指示の伝達及び連絡調整の手段である通信機能を確保するとともに、各種事態発生時において、統合幕僚監部、部隊間の通信体制を維持整備する。	当該事業の目的を達成するため、端末などの情報収集用機材の取得を実施する。	0	0								4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:○非該当:-)	競争的資金(該当:○非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:-)	SBIR対象(該当:○非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4086	防衛省	20		127	0	防衛情報通信基盤(DII)の整備		本事業は、全自衛隊の共通ネットワークとして、マイクロ回線・部外回線・衛星回線を利用してデータ通信網と音声通信網から構成される防衛情報通信基盤(DII)を整備し、各自衛隊を横断した全体としてのネットワーク化、異なる機関間・システム間における情報の共有を図るためのネットワークを提供するものである。	事業の目的を達成するために、オープン系及びクローズ系のデータ通信網、音声通信網及び利用する通信回線の構築、維持、運営を行っているが、これらの設計、機器借上及び購入、部外回線の借上、施設の整備等の事業を継続して実施している。	0	0									4_a4_2								非該当	
4087	防衛省	20		128	0	通信維持費(空自)		航空自衛隊の任務を遂行するために必要な態勢を維持するため、通信機器等を適切に維持する。	航空自衛隊における、 ①通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器 ②その修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品・消耗品等の購入及び役務	0	0									4_a4_2								非該当	
4088	防衛省	20		129	0	施設機械の修理		施設器材の可動率を維持するためには、予防整備及び故障整備を行い、これらに必要な部品等及び役務を確保する必要がある。また、器材を必要の都度、適宜整備することにより器材寿命の延長を図り、部隊の即応性発揮を図るも	油圧ショベル、81式自走架柱橋等の施設器材の可動率を維持して、多様な任務への態勢を整えるため、施設器材を整備するための部品の取得及び役務を実施する。	0	0									4_a4_2								非該当	
4089	防衛省	20		130	0	車両用付属品の取得		装輪車両の維持に必要な車両用付属品を取得し、装輪車両の高可動率の維持及び運行時の安全を確保することにより、各種事態への即応性・実効的対処能力を維持する。	装輪車両の維持に必要な車両用付属品(タイヤ、バッテリー、タイヤチェーン、幌等)を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維	0	0									4_d4_2								非該当	
4090	防衛省	20		132	0	油購入費		周辺海空域における安全確保、各種攻撃への対応等に関して、防衛力の中核となる航空機、車両及び艦船等を運用するための燃料を確保するとともに、隊員の勤務及び生活の基盤である基地等の運営に必要な燃料を確保する。	自衛隊の任務を遂行するために必要な航空機、車両及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び炊事等の自衛隊の運営に不可欠な燃料を調達する。	0	0									4_d4_2								非該当	
4091	防衛省	20		134	0	乙類(航空機)		厳しさを増す安全保障環境もと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保する。	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への対応力を向上させるため、航空機の取得に伴い、それらに連動する工具等を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の整備用工具等を整備するも	0	0									4_d4_2								非該当	
4092	防衛省	20		137	0	車両更新		老朽車輌を更新することにより、部隊と運即応性及び機動性を確保し任務遂行能力を維持する。	航空自衛隊における全部隊の任務遂行及び安全運行を確保するために、取得年度が古く、著しく老朽化した車両を更	0	0									4_a4_2								非該当	
4093	防衛省	20		138	0	整備用部品		航空機の機体及びエンジンの可動率を維持・向上するとともに航空安全を確保し、部隊行動の基盤を保持する。	外注役務(定期オーバーホール、部品修理)に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得するものである。	0	0									4_a4_2								非該当	
4094	防衛省	20		139	0	定期オーバーホール役務費		陸上自衛隊の航空機及び搭載するエンジンについて、安全かつ効率的に運用することができる状態を継続的に確保して高可動率を維持するため、陸上自衛隊の部隊等では実施することができない機体の分解検査及び修理を定期的に民間修理会社に外注することにより、機体に関する重大な不具合の発生を未然に防止し、もって陸上自衛隊の即応態勢の構築に寄与する。	定期オーバーホール役務費は、厳しい運用環境において発生する機体構造部材などの不具合や劣化による重大な不具合の発生を未然に防止するため、あらかじめ定められた整備間隔ごとに機体及びエンジンを分解し、機体の構造、搭載機器の検査及びエンジンのオーバーホールを実施するとともに、当該検査において不具合が発見された場合には修理を実施するものである。機体定期修理及びオーバーホールの内容は陸上自衛隊では有していない専門技術を必要とし、かつその範囲も多岐に渡ることから、陸上自衛隊の部隊等では実施することができないため、民間企業の整	0	0									4_a4_2								非該当	
4095	防衛省	20		140	0	部品整備役務費		航空機の機能部品等の品質を確保して、航空機の高可動率を維持する。	使用できなくなった機能部品に対し、必要な処置(オーバーホール、整備、修理)を実施して再使用できるようにするものである。	0	0									4_a4_2								非該当	
4096	防衛省	20		141	0	航空機技術管理		国内に製造基盤のない輸入航空機の技術管理を適切に実施することにより、可動率を維持するとともに飛行安全を確保する。	LR－2、EC－225LP及びTH－480Bの機体及びエンジンの不具合等に迅速・確実に対応して所要の可動率を維持し、かつ飛行安全に必要な部隊等技術支援、技術資料等の維持・整備、SB※等の採用可否に関する検討及び不具合の調査・検討等の技術管理活動を行うものである。 注) SB(Service Bulletin) ライセンサーからライセンス製造会社及び商社に対する改修指令及び技術改善通知	0	0									6_6								非該当	
4097	防衛省	20		142	0	航空機修理費(陸自)		航空機の運航に必要な整備等を行い、航空機の高可動率を維持する。	陸上自衛隊の保有する航空機の改修等、部隊整備に必要消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務等を実施するものである。	0	0									4_a4_2								非該当	
4098	防衛省	20		143	0	航空機搭載通信機器維持修理		海上自衛隊で使用する各航空機の任務可動を確保するために、各航空機の搭載通信機器(電子機器等)について、定期修理、臨時修理及び定期保守役務を実施し、機器の信頼性確保及び不具合修復を実施するものである。	定期修理は、海上自衛隊で使用する各航空機の機体定期修理時に合わせて搭載通信機器(電子機器等)を定期的に修理するものである。 臨時修理は、不具合発生に対応して臨時に構成品単位及び下位形態(モジュール単位)で修理するものである。また、保守役務は航空機の配備先において搭載通信機器(電子機器等)の信頼性及び即応性を維持するために実施するも	0	0									4_a4_2								非該当	
4099	防衛省	20		144	0	機体オーバーホール		海上自衛隊の航空機について、飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持するために機体の定期修理を実施する。	航空機等整備基準に基づき、機体の定期修理間隔に達した航空機に対し、公募又は随意契約により選定された修理会社と契約を締結し、仕様書に基づき機体の定期修理を実	0	0									4_a4_2								非該当	
4100	防衛省	20		145	0	航空一般部品		海上自衛隊が保有する機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を確保し、安定した航空機の運用を図る。	航空機、発動機及び機器の性能、特性を維持するために、部隊整備では整備取扱説明書等に基づき維持整備し、修理会社では修理仕様書等に基づき修理している。 維持整備又は修理の際、不具合となった部品等を交換するため、これらの部品を調達している。 航空機用部品は、ほとんどが輸入品又はライセンス国産品であることから、部品毎に販売権を有する会社からの調達となる。 需給統制機関において、各航空機、発動機及び機器の使	0	0									4_a4_2								非該当	
4101	防衛省	20		146	0	航空機修理費(海自)		海上自衛隊における航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、海上自衛隊における航空機の可動率向上を図る。	海上自衛隊における航空機の維持造修に必要な修理用材料等の調達、航空機等の試験に必要な消耗品調達、航空機及び航空機用機器等の改造に必要な部品調達、航空機及び航空機部品等の改善要求、事故等に対する支援及び対策等、整備補給関係の部外委託役務	0	0									4_a4_2								非該当	
4102	防衛省	20		147	0	諸器材等維持費(空自)		航空自衛隊が任務を遂行するために必要な態勢を維持するため、諸器材等を適切に維持すること。	本事業は、航空自衛隊が保有する諸器材等を適切に維持管理するため、以下の内容を実施するものである。 1 補給処等における保管、処分、荷役、運搬用機械器具等の修理用材料、消耗品及び役務の取得等 2 施設車両及び施設機械の修理用材料、消耗品及び役務の取得等 3 特に掲げたものを除く器材の維持修理及び改造用材料の消耗品及び役務の取得並びにその改善要求及び事故等に対する技術対策 4 航空実験団、警務隊、音楽隊、航空施設隊、医学実験隊等用及び情報、暗号、気象、写真印刷業務用等の消耗品の取得等 5 部隊等の運営及び機能の維持等 6 弾薬、その容器及びそれらの修理保管用機械器具の保管、修理、再生、処分、改造等、また調達補給、後送、改善要求及び事故等に対する技術対策に必要な材料、消耗品及び役務の取得等	0	0									4_d4_2								非該当	
4103	防衛省	20		148	0	航空管制器材の損耗更新		老朽化した航空管制器材を更新して、管制官と航空機間との交信を確実に維持し、国土交通大臣から委任されている航空交通管制業務を実施する。	航空法第137条第3項の規定に基づき、防衛大臣が国土交通大臣から委任された航空交通管制業務を適正に実施するために必要な航空管制器材のうち耐用年数を超過した器材を更新する。	0	0									4_a4_2								非該当	
4104	防衛省	20		149	0	艦船需品の整備		我が国周辺海域おける安全確保等に関して、海上自衛隊が保有する艦船の即応態勢及び継戦能力を維持向上させるため、必要な艦船需品を整備する。	艦船の運航、保安用の搭載需品及び乗員の生活用需品の維持更新を図るため、必要な艦船需品を調達する。	0	0									4_d4_2								非該当	
4105	防衛省	20		150	0	護衛艦(DDG)		護衛艦(DDG)は、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的かつ持続的に防護し得る体制を強化し、また、常続監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により周辺海域を防衛し、海上交通の安全確保を実施することを任務としており、防衛計画の大綱に基づく体制を構築するため、所要の	弾道ミサイル対処能力を備えたイージスシステム搭載護衛艦1艦を平成27年度整備着手を図り、平成31年度取得する。	0	0									4_a4_2								非該当	
4106	防衛省	20		152	0	海上航空作戦指揮統制システムの整備		航空群司令の行う海上作戦等における支援及び関連する各種解析作業等を的確かつ効率的に行うためにシステム器材を整備する。	現有の航空対潜戦指揮システム(ASWOC)は、P-3Cに対応するシステムであるため、P－1に装備されている新しい戦闘指揮システムに必要な任務データの作成、記録されたミッションデータ及びセンサデータの解析等が実施できない。 そのため、P－1の装備化に併せて、機上の戦闘指揮システムと有機的に連接し、一体化して運用することが可能とな	0	0									4_b4_2								非該当	
4107	防衛省	20		153	0	地域通信処理システム用器材の借料		地域通信処理システムは、海上自衛隊における円滑な作戦指揮、部隊運用及び情報共有に寄与するため、各基地における高速大容量のクローズ系通信基盤を提供するとともに、メール、ポータル等の各種共通サービスの提供を行うことを目的とする。	作戦に係るメッセージ通信を処理するためのシステム器材を借上げるほか、防衛情報通信基盤(DII)を介して各地区をネットワーク接続する海上自衛隊情報通信基盤のネットワーク器材を借上げるものである。 また、作戦に係る重要な通信であるため、情報漏えい事故の発生にかんがみ、ユーザー管理、資産管理等のセキュリティを確保するための器材についても借上げるものである。	0	0									4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4108	防衛省	20		154	0	情報支援システムの維持整備		情報業務に係る統合化された高度なネットワークを継続的に機能させ、情報機能の一層の強化を図るため、情報支援システムの維持整備を適切に行う。	中央指揮システムのサブシステムである情報支援システムを適切に維持整備する。	0	0										4_b4_2							非該当	
4109	防衛省	20		155	0	海上作戦部隊指揮統制支援システム用器材（借上）		海上作戦を的確かつ効率的に遂行するためには、作戦の立案に必要な部隊の位置や兵力などの情報を収集・分析し、その結果を司令部レベルからピークルレベルまでの各指揮官が共有するため、部隊等の位置情報、チャットといった機能を有する海上作戦部隊指揮統制支援システムを整	事業の目的を達成するため、海上自衛隊の指揮統制を行うために必要となるシステムを借上げるものである。 なお、平成26年度末から海上自衛隊指揮統制・共通基盤システムへ移行した。	0	0								4_b4_2							非該当	
4110	防衛省	20		157	0	災害発生地域派遣連絡官用通信機器等の整備		災害等が発生した場合、派遣連絡官がいち早く現地に赴き、現地で情報を収集・編集し、その情報を統合幕僚監部に報告するため、災害発生地域派遣連絡官用通信機器等を	衛星回線、情報収集器材、報告用器材等の災害派遣連絡官用端末を取得する。	0	0										4_a4_2							非該当	
4111	防衛省	20		159	0	自衛隊施設整備		各種事態における実効的な抑止及び対処など自衛隊の各種活動を支える行動基盤である自衛隊施設を整備し、自衛隊の円滑な任務遂行を確保する。 併せて、インフラ長寿命化によるトータルコストの縮減、予算の平準化といった効率化を図る。	各種事態における実効的な抑止及び対処に必要な防衛力整備に伴い、自衛隊の基地・駐屯地等において、機能発揮のために必要な施設の新設、耐震改修、インフラ整備等を行う。	0	0								4_a4_2							非該当	
4112	防衛省	20		160	0	早期警戒機の増勢		現有装備品（E－767及びE－2C）と組み合わせ、連続空中しょう戒能力の向上を図り、南西地域をはじめとする周辺空域の警戒監視能力を強化するため、新たな早期警戒機を取得する。	厳しさを増す日本周辺での安全保障環境の中、周辺海空域（主に南西域）における警戒監視能力の充実を図る必要がある。 しかし、現状の能力では、保有する空中レーダーを組み併せて運用しても、連続的に空中しょう戒するには不十分であることから、この不足を補完するために、新たに早期警戒機を必要数取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方	0	0								4_a4_2							非該当	
4113	防衛省	20		161	0	通信機器購入費（陸自）		陸上自衛隊における指揮・通信の骨幹である駐屯地及び駐屯地間を結ぶ通信系を構成し、活動基盤である駐屯地内で使用する業務用電算機及び音声通信機器等を購入して、不測事態発生時の迅速な情報収集や広域にわたる情報共有の基盤を構成するとともに、各種事態における活動基盤に必要な通信及びネットワークの基盤を構成する。	1　駐屯地の通信設備及び駐屯地間を結ぶ通信回線構成機器を整備し、広域かつ大容量の通信を確保する。 2　陸自ヘリ等の航空機を運用するために必要な気象観測器材等の通信機器を購入し、安全な航空機運用に資する。 3　情報共有及び平素の業務実施に必要な業務用電算機を整備し、隊務運営に必要な諸計画等の作成や、各種行動時の情報共有基盤を構築する。 4　ヘリコプター映像伝送装置を整備し、災害等発生時における迅速な情報収集手段を保持し、方面総監部～市ヶ谷～官邸ヘリアルタイムの映像配信体制を維持・整備する。	0	0								4_a4_2							非該当	
4114	防衛省	20		162	0	諸器材等維持費(陸自)		各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）に即応することを求められる陸上自衛隊の任務達成及びその活動に必要な維持経費を取得し、装備品の高可動率の維持及び安全を確保することにより即応性を維持する。	諸器材の維持に必要な消耗品、各種法令に基づく検査及び処分経費、弾薬及び諸器材の維持に必要な修理費及び倉庫等維持経費を取得して、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。	0	0								4_d4_2							非該当	
4115	防衛省	20		163	0	諸器材購入費（陸自）		厳しさを増す安全保障環境や続発する災害の下、陸上自衛隊の活動基盤となる各種の装備品等を着実に整備し、これを活用することで、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応性・実効的対処能力の向上を図り、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保する。	陸上自衛隊が各種の任務を遂行するためには、各種の装備品等を必要とする。本事業は、こうした装備品等のうち、主要装備品以外の諸器材の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上を図るものである。	0	0								4_a4_2							非該当	
4116	防衛省	20		164	0	通信維持費（陸自）		陸上自衛隊で使用する情報、研究、システム防護、保全等各種システムの整備・維持、プログラム改修及び通信全般に係る通信機器等の購入借上等を行い、陸上自衛隊の指揮及び情報共有に必要な各種システムを維持するとともに、通信関連備品等を良好な状態に維持し、指揮・統制を適切に実施する。	1　研究開発、情報、システム防護、保全等各種システムの整備・維持及び不具合の改善や操用性を向上させる ためのプログラム改修 2　陸上自衛隊活動基盤である各駐屯地の通信機器の修理及び庁舎の工事等に伴う通信機器の移設費 3　災害や訓練等において、部隊展開当初から迅速に指揮・通信を確保するために必要な携帯電話及び衛星回線の維持 4　各種装備品の可動率を維持するために必要な部品購入	0	0								4_a4_2							非該当	
4117	防衛省	20		165	0	哨戒ヘリコプター　SH－60K		SH－60Kは、潜水艦の静粛化等の軍事科学技術の進歩や任務の多様化等に対応するため、現有のSH－60Jの後継機として開発され、警戒監視能力及び自機防御能力並びに輸送能力等が向上した哨戒ヘリコプターであり、防衛大綱に基づき所要の機数を整備する。	SH－60Jの代替更新として、防衛大綱に基づく所要の機数を整備するため、平成14年度から整備を開始した。23年度に3機調達要求し26年度に3機取得、24年度に7機調達要求し27年度に4機28年度に3機取得、25年度は調達要求していない。 また、26年度は4機調達要求し、29年度に4機取得予定、27年度は2機調達要求し30年度2機納入予定、28年度はまとめ買いにより17機調達要求し31年度5機32年度	0	0								4_a4_2							非該当	
4118	防衛省	20		167	0	護衛艦（DD）		護衛艦（DD）は、その防空能力、対潜戦能力、対水上戦能力を活用し、周辺海域の防衛や海上交通の安全確保を実施することを任務としており、防衛大綱に基づく態勢を構築するため、所要の整備を行う。	除籍が見込まれた護衛艦の代替として、平成25年度に1隻及び平成26年度に1隻を整備着手し、平成29年度及び平成30年度に各々取得するものである。 これらの護衛艦は、今後30年程度の長期にわたり使用されることを勘案すれば、見通しうる将来においても十分な性能と拡張性を保持した艦であることが必要であり、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、本格的な侵略事態にも対処するため、俊艦防空機能に加え、対潜戦能力及び対水上戦能力の充実を図っている。	0	0								4_a4_2							非該当	
4119	防衛省	20		168	0	支援船		老朽化した支援船の代替建造を推進し、正面兵力等の整備に見合う支援能力を確保するため、所要の整備を行う。	平成24年度にえい船（50トン）（YT）1隻を整備着手し25年度に取得、平成25年度に油船（YO）1隻及び運貨船（YL）2隻を整備着手し26年度に取得、平成26年度にえい船（約260トン及び50トン各2隻）（YT）4隻、油船（YO）3隻及び練習船（YTE）1隻を整備着手した。 ・えい船（YT）の使用目的は、艦船の出入港及び出入きょ支援及び無機力船等のえい航である。 ・油船（YO）の使用目的は、艦船用燃料の給油である。 ・運貨船（YL）の使用目的は、弾薬、糧食、需品及び車両等の輸送である。 ・練習船（YTE）の使用目的は、艦船の操艦及び運用方法等の実習である。	0	0								4_a4_2							非該当	
4120	防衛省	20		169	0	艦船需品費		将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生が訓練で使用する船舶の消耗品を取得し、交換すること及び訓練で使用する船舶を防衛大学校職員が整備を行うための整備用品を取得することにより効率的な訓練及び訓練実施時の安全性を確保	防衛大学校の学生が訓練で使用する船舶の消耗品及び防衛大学校職員が整備を行うための整備用品を取得する。	0	0								4_d4_2							非該当	
4121	防衛省	20		170	0	艦船の整備維持に必要な経費		将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（海上訓練）の安全かつ円滑な遂行のために必要な各種船舶の機能維持に必要な定期検査（4年に1回）及び年次検査（年1回）を実施	将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（海上訓練）のために必要な各種船舶の機能維持に必要な定期検査（4年に1回）及び年次検査（年1回）に要する経費。	0	0								4_a4_2							非該当	
4122	防衛省	20		171	0	老朽整備器材更新（機体）		航空自衛隊が保有する航空機の維持運用において、器材に起因する人員の負傷、航空機等の損傷及び可動率低下を防止し、品質の維持向上に努め、部隊の整備力の維持向上により円滑な任務遂行に資する。	航空機整備器材（機体）のうち、老朽化による器材の劣化あるいは性能低下等により、本来の性能が発揮できず、整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新する。	0	0								4_a4_2							非該当	
4123	防衛省	20		173	0	UH-60Jの取得		航空救難任務に必要な機能を維持するとともに、島嶼部に対する侵略を含む多様な事態に実効的に対処し得る捜索救助能力を確保するために必要な救難救助機（UH－60J）	航空救難態勢を維持するため、耐用期間到達により減耗する救難救助機（UH－60J）の減耗予定時期に応じて、代替更新に必要な機数を整備する。	0	0								4_a4_2							非該当	
4124	防衛省	20		174	0	IRAN（航空機定期修理）経費等		航空機の部隊等で検査及び修理ができない箇所を外注で定期的に検査及び修理、航空機の品質を適正に維持することにより、航空防衛力を保持する。	航空機は、極めて厳しい運用環境下（荷重、温度及び湿度等）において使用される。このため、飛行運用に起因する機体構造部材等の疲労、摩耗、き裂等の不具合、暦日経過に起因する腐食及び劣化等の不具合が進行し、航空機の機能・性能及び安全確保に支障をきたすこととなる。 このため、部隊等で実施できない部位について定期的に修理会社において分解、検査及び修理等を実施するもので	0	0								4_a4_2							非該当	
4125	防衛省	20		175	0	発動機オーバーホール		海上自衛隊航空機に搭載されているエンジンについて、品質を確認するとともに不具合を未然に防止し、良好な作動状態を確保するため、定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施することで、航空機の運用態勢を確	各機種に装備されている発動機について、それぞれの特性・性能に基づいて設定された使用制限時間に到達した発動機の分解、不具合部品の交換、組立、試運転を行い、次回定期修理までの品質・信頼性を確保し、飛行安全を図る。	0	0								4_a4_2							非該当	
4126	防衛省	20		177	0	自給式呼吸器（SCBA）用吸気充填機等の装備		艦内装備の応急用具であるOBA（酸素呼吸装置）用キャニスタが製造中止となったため、代替としてSCBA（自給式呼吸器）を運用するための吸気充填機等を艦内に装備す	自給式呼吸器（SCBA）用吸気充填機等を購入し、艦内に装備する。	0	0								4_a4_2							非該当	
4127	防衛省	20		178	0	航空機整備器材修理費		航空自衛隊が保有する航空機の整備作業に必要な航空機整備器材を適切に維持し、航空機支援体制を確保する。 航空機整備には整備器材が必要不可欠であるため、定期的に規定のある器材の適時の点検整備及び使用中に発生する臨時修理等を確実に実施することで、遅滞ない整備作業を可能とする。	部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理する為、担任補給処が製造会社及び修理会社に対して、必要な部品購入及び役務要求等の調達を実施する。 （航空機整備器材修理における具体例） F-15の飛行前・後の点検に使用する整備器材AE-1（電源車）の修理 T-4の飛行前・後の点検に使用する整備器材C-4（電源車）の修理 C-4（電源車）の部品（REGULATOR）等の修理 エンジン・テストスタンドの定期検査及び臨時修理	0	0								4_a4_2							非該当	
4128	防衛省	20		179	0	航空機維持部品		各種航空機の飛行支援に必要な維持部品を取得し、航空機の高可動率を維持する。	基地整備、補給処整備における計画整備及び計画外整備において所要となる維持部品を取得し、航空機機体、エンジン及び要修理品の修理を可能とすることにより、航空機の高可動率を維持する。	0	0								4_a4_2							非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:○ 非該当:－)	競争的資金(該当:○ 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－)	SBIR対象(該当:○ 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4129	防衛省	20		180	0	ｴﾝｼﾞﾝ･ｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ経費		エンジンを一定時間使用後、あるいは故障等が発生した場合に外注により分解検査、修理及び調整等を実施し、適正な機能を維持する。	エンジンを一定時間使用した後、部隊等によりエンジンを機体から取卸し、修理会社へ搬入する。搬入されたエンジンは、それぞれについて、分解検査、修理及び調整等を実施し、試運転を経た後、再び部隊等に送られ、航空機に搭載	0	0										4_a4_2								非該当	
4130	防衛省	20		181	0	航空機修理費（空自）		航空自衛隊の保有する航空機及び航空機部品等の維持整備について必要な役務等を取得するとともに、所要の改修等を実施し、能力の維持向上を図る。	1　航空機及び航空機部品等の維持整備に必要な役務等の取得 2　航空機の改修に必要な役務等の取得 3　航空機等の後方支援、維持管理を効率的に実施するための会社技術力の利用	0	0										4_a4_2								非該当	
4131	防衛省	20		183	0	一般用救命装備品等		一般用救命装備品等は、操縦員及び救助員等の人命を確保するため落下傘、救命胴衣等の各種救命装備品を更新するものであり、航空自衛隊で保有する各種航空機の円滑かつ安全な飛行運用を期すために取得するものである。	操縦員及び救助員等が使用する装備品の計画的な更新を実施。 （品目例） ・落下傘 ・救命胴衣、救命浮舟 ・搭乗員用救命装備品（航空ヘルメット、酸素マスク等） ・生存用救命装備品（耐寒服、耐水服等）	0	0										4_d4_2								非該当	
4132	防衛省	20		184	0	名古屋空港着陸料		周辺海空域における安全確保、大規模災害等への対応等、航空自衛隊の任務遂行に必要な飛行部隊等の練度の維持向上及び小牧基地の機能維持を図るため、県営名古屋飛行場の使用にかかる愛知県への着陸料等の支払いを行い、当該飛行場での離着陸を実施する。	根拠法令により、当該飛行場を使用する場合、着陸料等を支払うこととなっている。小牧基地の飛行部隊等は、愛知県名古屋飛行場の滑走路を使用しなければ、飛行訓練を行うことができない。また、定期便等の空輸任務飛行等、他基地からのIRAN等整備にかかわる飛行等を行うことができない。このため航空自衛隊の任務遂行に必要不可欠なことから、愛知県に対し、年度の着陸料等を支払い、当該飛行場	0	0										8_6								非該当	
4133	防衛省	20		185	0	通信機器等修理		航空通信電子機器及び管制気象器材の信頼性を高め、即応態勢の維持、任務遂行の容易化及び航空安全の確保を図るため、通信機器等の修理を行う。	航空機搭載無線電話及び識別装置等は、航空法第60条で装備が義務付けられており、これらの装置及び統合制御器の品質・性能を維持し航空機の信頼性を確保する。EC－225LP及びAH－64D搭載通信電子機器の整備は、輸入品かつ高価であり特殊な技術、工具、試験等を要し、陸上自衛隊では整備できないため海外整備が必要である。	0	0										4_a4_2								非該当	
4134	防衛省	20		186	0	大型通信電子器材の外注整備		我が国の防衛力整備のため装備された乙類装備品（通信器材）が摩耗期に入ると経年変化に伴い故障が頻発する等、信頼性が低下して各種事態対応及び訓練に支障を及ぼすおそれがあることから、摩耗故障期を迎える大型通信電子器材の信頼性の維持及び向上を図るための外注整備を実施し稼働を維持することにより即応性を保持する。	レーダ装置は、戦場において彼我に関する重要な情報を入手する手段であることから、正確なデータの出力を要求される装備品であり、これらの器材は専門的知識を持つ業者に外注整備を委託し、劣化した各種機能・性能を回復する必要がある。 28年度は、対砲レーダ装置等の外注整備を実施する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4135	防衛省	20		187	0	対潜資料隊用器材の借上げ		対潜戦を効果的に実施するためには、海洋・音響データを有効に活用することが必要であり、それらのデータ分析態勢を整備することで、部隊の効果的かつ継続的な対潜戦の実施に資する。	対潜資料隊において部隊等から送付される海洋・音響データをコンピュータ等により解析、評価、蓄積、管理し、部隊等の要求に応じて情報を提供するシステムを有しており、その運用に必要なコンピュータ及び周辺機器を借上げるも	0	0										4_a4_2								非該当	
4136	防衛省	20		188	0	救難飛行艇　US－2		行動範囲が洋上遠距離に及ぶという海上自衛隊の任務の特性上、自ら洋上救難態勢を保持しておくことは必要不可欠であり、また、洋上遠距離で遭難した船舶、航空機の乗員を迅速に救助する等の態勢を維持することが重要である。 かかる観点から、海上自衛隊は救難飛行艇7機の体制により、所要の洋上救難態勢を維持する。	US－2はUS－1Aの後継機として、平成8年度から技術研究本部において開発された救難飛行艇であり、以下の通り整備を実施する予定である。 平成21年度予算においては、平成23年度に除籍のUS－1A　1機の代替として、US－2　1機を23年度に整備 平成25年度予算においては、平成27年度末に除籍のUS－1A　1機の代替として、US－2　1機を28年度に整備 平成27年度補正予算においては、平成29年度に除籍のUS－1A　1機の代替として、US－2　1機を31年度に整備 平成28年度補正予算においては、平成27年度に事故損	0	0										4_a4_2								非該当	
4137	防衛省	20		189	0	US－1A／U－36A／US－2型航空機の整備業務の民間委託		周辺海空域における安全確保及び大規模災害等への対応に関して、任務達成に必要な航空機を確保するため、US－1A／U－36A／US－2型航空機の整備業務について、人的資源の有効活用を図り、整備業務を民間に委託する。	当該機種の整備業務（定期検査以上の高次整備）を民間整備会社に委託する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4138	防衛省	20		191	0	新たな政府専用機の取得		「政府専用機に関する対応方針について」（平成25年8月7日政府専用機検討委員会決定）を受け、新たな政府専用機2機を取得し、現行政府専用機（B－747）の委託整備の見込みが立たなくなる平成31年度以降においても、引き続き要人空輸等の任務を継続する。	平成31年度から新たな政府専用機を運航を開始するために、機体（グリーン機：民間航空会社が受領する形態）2機、フライトシミュレータ及び新たな政府専用機の維持・整備部品等の取得ならびにグリーン機に対するVIP改修、委託会社による新たな政府専用機の運航要員の教育、委託会社による新たな政府専用機の維持整備及び委託会社によるフライトシミュレータの保守を行うもの。	0	0										4_a4_2	4_b4_2							非該当	
4139	防衛省	20		192	0	甲類（その他）		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、小火器、迫撃砲等の甲類装備品を整備する。	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への対応力を向上させる小火器、迫撃砲等を整備しているところである。この中で、対人狙撃銃や89式小銃などの銃器類や99式弾薬給弾車等の特殊車両の更新等を行うものである。	0	0										4_a4_2								非該当	
4140	防衛省	20		193	0	乙類（武器器材）		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品（武器器材）を整備	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への対応力を向上させるため、甲類装備品の取得に連動する工具等を整備しているところである。この中で、所要の整備用工具等を整備す	0	0										4_a4_2								非該当	
4141	防衛省	20		194	0	武器備品等の損耗更新		武器備品等の損耗更新分を更新し、武力攻撃事態等への即応・実効的対処能力の向上等を図るためのものである。	武力攻撃事態等への即応・実効的対処能力の向上等を図るため、武器備品（小火器備品、小火器保管用品等）、装軌車付属品（タイヤ、バッテリ、ゴムパッド等）、装軌車用鉄履帯等の損耗分を更新するものである。	0	0										4_d4_2								非該当	
4142	防衛省	20		195	0	米国における実動訓練		多くの島嶼を有する我が国にとって、水陸両用作戦能力を始めとした島嶼防衛のための能力を整備することが必要であり、そのための各種訓練を実施している。島嶼防衛に関し、豊富な経験と知見を有する米軍との訓練に陸・海・空自衛隊を参加させ、島嶼防衛のための自衛隊の統合運用能力及び米軍との共同対処能力の維持・向上を図る。	自衛隊は、大綱・中期防に基づき、南西諸島における離島防衛能力の強化、特に水陸両用作戦能力を向上させていくこととしている一方、その能力を向上させるための訓練場所が国内においては限定されていることが現状である。そのため、同訓練を実施するのに良好な訓練環境を有する米国で訓練を実施し、水陸両用作戦に係る統合運用能力及び米軍との共同対処能力の向上を図るものである。28年度は、29年度に実施される実動訓練をより効果的かつ効率的なものとするため、グアム・マリアナ地域での訓練実施について、米軍との各種計画会議及び訓練場使用に係る事前調	0	0										5_a4_2								非該当	
4143	防衛省	20		196	0	自衛隊指揮通信システム隊の射撃用弾薬		訓練射撃用弾薬を取得し、自衛隊指揮通信システム隊に所属する隊員の射撃練度の維持・向上を図る。	自衛隊指揮通信システム隊に所属する隊員の射撃練度維持・向上のため教育訓練用として、9mm普通弾及び7．62mm普通弾を取得する。	0	0										4_d4_2								非該当	
4144	防衛省	20		198	0	弾薬(陸上自衛隊（防大、防医大含む）)		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、教育訓練に必要な弾薬等を取得し、自衛隊の戦闘能力の維持・向上を図る。	弾薬は、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への対応力を向上させるため、訓練・演習を通じて戦闘能力の練度向上を図るとともに、継戦能力の維持に必要なため、確保・備蓄している。 本事業においては、防衛備蓄用、教育訓練用、試験研究用の弾薬等を取得するものである。	0	0										4_d4_2								非該当	
4145	防衛省	20		200	0	基地内光伝送路		航空自衛隊の任務遂行において、防衛省・自衛隊全体の通信ネットワークである防衛情報通信基盤（DII）と接続して、航空自衛隊が有する指揮システム等の各種情報システムを運用しているところ、司令部・部隊間の情報共有や指揮官による指揮活動の迅速化を図るため、全国の航空自衛隊基地で、基地内での高速大容量の光通信ネットワーク基盤	全国の航空自衛隊基地の基地内での光通信ネットワークの整備（情報共有機能の欠落の解消）のため、基地内での全換装や部分増設、施設建替への対応を行う。具体的な事業内容として、光通信ネットワークに関する、①構成設計、②光通信ケーブル等の関連器材の取得、③関連器材の設置調整、④構築。	0	0										4_a4_2								非該当	
4146	防衛省	20		201	0	乙類（衛生器材）		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応・実効的対処能力の向上等のため、負傷者への救護措置を迅速・確実に行い、部隊の戦力を維持しうるよう、乙類装備品（衛生器材）を整備する。	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への対応力を向上させるため、各種治療・後送器材等の衛生器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の衛生器材を整備するものである。	0	0										4_d4_2								非該当	
4147	防衛省	20		202	0	乙類（車両）		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応性・実効的対処能力の維持・向上を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品（車両）を整	本事業はのうち、装輪車両は、陸上を機動する主要な装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に人員、装備品等の輸送に使用されている。本事業においては、耐用年数の到来に伴う減耗等に対するとともに、所要の装輪車両を整備する。	0	0										4_a4_2								非該当	
4148	防衛省	20		203	0	地理情報システムの整備（レンタル料）		陸上自衛隊の各種活動に必要な地図等を作成する地理情報システムを整備し、陸上自衛隊の任務遂行に資する。	指揮管理通信システムを構成する各装置（電子交換装置（サーバー）、各種処理端末（PC）といった民生品を活用したハードウェア）を整備するもの。	0	0										4_a4_2								非該当	
4149	防衛省	20		204	0	次期輸送機(C-2(仮称))の取得		主として有事における作戦部隊の機動展開等の空輸任務及び平時における災害派遣や国際平和協力活動等を含む国外運航等、自衛隊の任務達成に必要な航空輸送を実施するため、現有のC-1の減勢を踏まえ、その後継として、航続距離及び搭載重量等を向上し、大規模な展開に資するC	自衛隊の任務達成に必要な航空輸送態勢を速やかに構築するため、現有のC-1の減勢を踏まえ、航空輸送力を回復・向上しうるよう、C－2を取得する。	0	0										4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4150	防衛省	20		205	0	乙類(需品器材)		厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応・実効的対応能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品(需品器材)を整備する。	防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対応力を向上させるため、隊員が普段から身に着ける戦闘服や装具などの戦闘装着セットや野外活動等で使用する天幕類、野外炊具等の需品器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の需品器材を整備するものである。	0	0									4_a4_2								非該当	
4151	防衛省	20		206	0	イージス艦へのBMD機能の付加		迎撃回避能力を備えた弾道ミサイルといった将来脅威への対応を含め、弾道ミサイルの脅威からわが国の防衛に一層万全を期するため、新防衛大綱に定められたBMDイージス艦8隻態勢を確立する。8隻態勢にするために、「あたご」及び「あしがら」にBMD機能を付加するため、必要な器材等を調達する。	「こんごう型」護衛艦4隻のBMD化に続き、「あたご」型護衛艦2隻のBMD改修を引き続き実施し、新防衛大綱に定められたBMDイージス艦8隻態勢を確立する。「あたご」型護衛艦をBMDイージス艦とするために、現有のレーダー、イージスプログラムソフトウェア及び垂直発射装置を弾道ミサイル対応型に改造するために必要な器材及び技術支援	0	0									4_a4_2	4_b4_2							非該当	
4152	防衛省	20		208	0	ファイル暗号化ソフトの維持(9機関共同)		当該事業は、平成19年度から情報漏えいを防止するために導入された防衛省ファイル暗号化ソフトを防衛省各種システム(プログラム)に対応できるようソフトの改修等を実施し、より高い情報セキュリティレベルを確保するものである。	防衛情報漏洩の未然防止の観点から暗号を常に最新のものとしておく必要があるため、過去の実績を踏まえた機能付加を行い、ファイル暗号化ソフトの改修を実施する。	0	0									4_a4_2								非該当	
4153	防衛省	20		210	0	陸自電算機防護システムの整備		陸上自衛隊の情報システムで扱われる情報の全てを、盗聴、侵入、改ざん、不正アクセス等の脅威から防護するため、一元的に監視、分析、標定及び対処を行い、陸上自衛隊で使用する情報システム及び防衛に関する情報をサイバー攻撃の脅威から防護する。	陸上自衛隊の情報システムで扱われる情報の全てを、盗聴、侵入、改ざん、不正アクセス等の脅威から防護するため、防護対象システムの状況を収集し、防護に必要な情報として処理する装置を全駐(分)屯地に整備し、一元的に監視、分析、標定及び対処を行う陸自電算機防護システムを	0	0									4_b4_2								非該当	
4154	防衛省	20		211	0	一般車両更新分		海上自衛隊の部隊運用及び作戦支援に必要な業務車両を計画的に更新する。	人員輸送車、輸送用車両、消防車、救急車等を計画的に所要数を整備することにより、海上自衛隊の任務に即応できる体態勢を構築する。そのため、耐用命数を越えた車両を	0	0									4_a4_2								非該当	
4155	防衛省	20		212	0	校内電子交換装置保守点検		防衛大学校の安定した校務運営のため、校内電子交換装置(自動電話交換機)の機能維持及び障害等の事前防止を行うことを目的とする。	防衛大学校の校務運営において整備している校内電子交換装置(自動電話交換機)の機能維持及び障害等の事前防止のために必要な保守点検及び消耗部品の購入に要する	0	0									4_a4_2								非該当	
4156	防衛省	20		213	0	ヘリコプター映像伝送装置の整備等		大規模震災及び事態発生時に現地の映像を継続的に官邸及び省内等に伝送し、迅速かつ的確な状況判断に資するため、映像撮影ヘリコプターから各通信施設及び主要司令部の間に映像、音声、位置情報等の伝送路を確保し、各種事態における映像情報収集能力の向上を行う。	各種事態における映像収集能力を向上し、部隊等の即応性の向上に資するため、ヘリコプターから受信した映像を配信する配信装置の性能を維持するための定期点検・部品交換等、必要な保守・整備を行う。	0	0									4_a4_2								非該当	
4157	防衛省	20		214	0	パシフィック・パートナーシップ		パシフィック・パートナーシップ(PP)に参加にすることによって、関係国間の相互理解と協力関係を増進し、国際的な安全保障環境の改善に寄与するとともに、日米安保体制の強化にもつながることから、わが国の平和と安全を確保する。また、活動を通じ、国際緊急援助活動や国際平和協力業務での医療や輸送に関する自衛隊の練度・技量の向上を図るとともに、民間団体との調整・連携のためのノウハウを得る。	パシフック・パートナーシップ(PP)は、米海軍を主体とする艦艇が地域内の各国を訪問して、医療活動、文化交流などを行い、その際に各国政府、軍、NGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や災害救援活動の円滑化などを図る活動である。 平成19年から、海自の医官などを派遣して調査研究を行い、平成22年に初めて自衛隊の部隊を派遣し、海自輸送艦と自衛隊医療チームが参加し、NGOとも協力しつつ事業を継続している。平成28年度では、自衛隊医療要員、施設要員及び海自輸送艦をベトナム、パラオへ派遣するとともに、東ティモール及びインドネシアでのセミナーに講師要員を派遣し、関係国との相互理解及び協力関係の増進並び自	0	0									5_a4_2								非該当	
4158	防衛省	20		215	0	国外FAXニュース等の取得(5機関共同)		近年の情報通信技術の発達により、アクセス可能な情報の「量」が飛躍的に増大するにともない、情報の効率的かつ効果的な入手・選別が喫緊の課題となっているところ、本事業をもって情報の効率的かつ効果的な入手・選別・翻訳を実現することにより、職員のマンパワーを情報の分析・評価に振り向けることを可能とし、情報業務全体のパフォーマンスを向上させるものである。	本事業は、放送衛星・短波・インターネット等の媒体によって発信される諸外国の報道等を24時間態勢で通信社が監視し、特に重要かつ急を要する内容については日本語に翻訳・編集されたものをその都度速報として配信を受け、それ以外の内容については選別・翻訳されたものを定期的に配信を受ける事業を、5機関共同で実施するものである。	0	0									6_6								非該当	
4159	防衛省	20		216	0	CI室情報収集用機材の借上		CI(カウンターインテリジェンス)は、防衛省・自衛隊に対する国内に所在する外国情報機関等からの諜報活動を偵知し、これらの情報収集並びに情報漏洩、その他、国益を害する事態を予防する活動である。	当該事業の目的を達するため、端末などの情報収集用機材の借り上げを実施する。また、情報収集に必要な部外回線の借り上げも合わせて実施する。	0	0									4_a4_2								非該当	
4160	防衛省	20		217	0	訓練移転費の負担		日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国の防衛の柱の一つであるとともに、アジア太平洋地域の平和と安全のために不可欠である。日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用に資するためにも、在日米軍の駐留が円滑かつ安定的に行われることが重要であることから、日本国政府の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費の全部または一部を日本側が負担することにより、在日米軍の効果的な活動を確保するものである。	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(平成28年条約第4号。以下、「特別協定」という。)第3条に基づき、米空母艦載機着陸訓練を厚木飛行場等から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担するものである。 なお、現行特別協定の対象期間は、平成28年度から平成32年度の5年間である。	0	0									8_6								非該当	
4161	防衛省	20		218	0	駐留軍等労働者の労務管理		日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国の防衛の柱であるとともに、アジア太平洋地域の平和と安全のために不可欠であり、当該体制の円滑かつ効果的な運用に資するためにも、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的に行うための施策として、在日米軍に勤務する駐留軍等労働者の労務費を負担することにより、その雇用の安定的な確保を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保するものである。	本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の給与の全部又は一部及び福利費等を負担するもの。給与については、昭和53年の日米合同委員会合意に基づく日本側が負担することとしている経費及び昭和62年度からは特別協定に基づく給与の全部又は一部を負担。福利費については、昭和52年の日米合同委員会合意に基づき、昭和53年度から、事業主が負担する経費又は事業主に実施が求められる経費として、社会保険料、	0	0									8_6								非該当	
4162	防衛省	20		219	0	提供施設の整備		日米安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国の安全に寄与し、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍は、日本国内において施設・区域(建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面)を使用することが許されている。この規定を受け、日米地位協定第24条2項により、日本国は、米軍が使用する施設・区域について、米国に負担をかけないで提供することとされている。 提供施設整備(FIP:Facilities Improvement Program)は、上記を踏まえ、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策の一つとして、所要の施設整備を施設・区域の提供として実施しているものである。	提供施設整備においては、在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設整備を実施している。例えば、隊舎、家族住宅、管理棟、倉庫、汚水処理施設、防災施設、雨水排水施設等の整備である。 実施にあたっては、日米地位協定の範囲内で、米側の希望を聴取し、日米安全保障条約の目的達成との関係、我が国の財政状況との関係、社会経済的影響等を総合的に勘案の上、個々の施設毎に我が国の自主的判断により措置している。 なお、ショッピングセンター、ゴルフ場など、娯楽性及び収益性が高い施設については、新規採択を控えることとしてい	0	0									4_a4_2								非該当	
4163	防衛省	20		220	0	光熱水料等の負担		日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国の防衛の柱の一つであるとともに、アジア太平洋地域の平和と安全のために不可欠である。日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用に資するためにも、在日米軍の駐留が円滑かつ安定的に行われることが重要であることから、在日米軍の駐留を維持していく上で必要不可欠な光熱水料等に係る経費の全部または一部を日本側が負担することにより、在日米軍の効果的な活動の基盤を確保するものである。	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(平成23年条約第4号。以下「特別協定」という。)第2条に基づき、在日米軍が日本国で公用のため調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担するものである。 なお、現行特別協定の対象期間は、平成28年度から平成32年度の5年間である。	0	0									8_6								非該当	
4164	防衛省	20		221	0	提供施設移設整備		日米安全保障条約第6条の規定により、日本国の安全に寄与し、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍は、日本国内において施設・区域(建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面)を使用することが許されている。この規定を受け、日米地位協定第24条2項により、日本国は、米軍が使用する施設・区域について、米国に負担をかけないで提供することとされている。 提供施設移設整備(RELO:Relocation Program)は、上記を踏まえ、現在、米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、当該施設・区域内にある建物・工作物等を移設するよう米側から要請があった場合、他の既存の施設・区域内に集約・移設(追加提供)するものである。 本事業は、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策の一つであるとともに、地元要望等を踏まえ、施設・区域の返還を実現するために実施しているものである。	提供施設移設整備は、地元要望等を踏まえ、日米両政府の合意に基づき、現在、米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、当該施設・区域内にある建物・工作物等を移設するよう米側から要請があった場合、他の既存の施設・区域内に集約・移設(追加提供)するものである。 移設の対象となる施設については、地位協定第24条1項に基づいて米側の経費負担により建設した財産及び同条2項に基づいて日本側の経費負担により提供したものが含まれる。 移設する建物等の規模については、代替という建設の性格に鑑みて、代替される構築物の規模を超える建設は原則として行わないこととしている。	0	0									4_a4_2								非該当	
4165	防衛省	20		222	0	米軍再編関係経費		平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的とするものである。	・沖縄における再編に関する事業(普天間飛行場代替施設の建設、在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援、嘉手納以南の土地の返還に伴う施設の整備等) ・米陸軍司令部能力の改善に関する事業(相模総合補給廠及びキャンプ座間の一部返還、相模総合補給廠の共同使用に伴う施設の整備) ・厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等に関する事業(空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴う施設の整備) ・緊急時使用のための事業(緊急時の使用のための施設整備) ・訓練移転に関する事業(嘉手納飛行場等から千歳飛行場等及びグアム等への訓練移転に伴う費用負担)	0	0									4_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円)	左記うち要望額うち科技予算額(千円)	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4166	防衛省	20		223	0	SACO関係経費		「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施し、沖縄県民の基地負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化することを目的とするものである。	・土地の返還に関する事業(北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設、キャンプ桑江の海軍病院のキャンプ瑞慶覧への移設、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅統合) ・訓練及び運用の方法の調整に関する事業(県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転に伴う費用負担及びそれに伴う施設の整備、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用負担) ・騒音軽減イニシアティブの実施に関する事業(嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設の移転)	0	0									8_6								非該当	
4167	防衛省	20		224	0	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費交付金		駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する事業を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。	本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定を受け、日本国政府と米国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事業である。また、当該事業は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施するものである。日本側が実施する業務のうち、雇用主として意思決定しなければならない労働契約の締結や給与の決定等は国(防衛省)が、駐留軍等労働者や在日米軍等との調整を含むその他の業務(人事の手続、給与の計算及び福利厚生等の実施並びに給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成等)については、国と緊密に連携を図りつつ独立行政法人駐留軍等	0	0									7_b_7								非該当	
4168	防衛省	20		225	0	特別調達資金事務処理システムに要する経費		特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画(平成17年11月30日防衛庁行政情報化推進委員会決定)に基づき構築した『特別調達資金事務処理システム』(以下、本システム。)を用いて、特別調達資金の業務を円滑に行うための管理運用を目的としている。	本システムは防衛省、財務省(ADAMSシステム)、各地方防衛局等を政府共通ネットワーク等で連接し、特別調達資金の事務処理(示達・交付業務、契約業務、支払業務等)の効率化・合理化を図るための一元管理システムである。当課においては、本システムの運用に必要なサーバ機器類の借上、システムの安定運用に必要な専門知識を備えた技術者による支援役務、システムの維持に必要な消耗品を購入し、本システムの管理運用を実施している。	0	0									4_b4_2								非該当	
4169	防衛省	20		226	0	特定防衛施設周辺整備調整交付金		① ジェット機が離着陸する飛行場などの防衛施設について、その設置・運用により周辺地域の住民の生活環境や開発に様々な著しい影響を及ぼしていることを考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村が行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるための交付金を交付することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的使用に寄与するものである。 ② 駐留軍等の再編によるその周辺地域の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮し、当該周辺地域をその区域とする市町村等が行う公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるための交付金を交付することにより、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するものである。	① ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、広大な面積を占有する防衛施設など、その設置・運用が周辺地域の住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設を「特定防衛施設」として、その周辺地域を管轄する市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定し、毎年度、特定防衛施設が特定防衛施設関連市町村の面積に占める割合や運用の態様などに応じて交付金の交付限度額を決定。 特定防衛施設関連市町村は、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活環境の改善等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:昭和49年度 事業終了年度:終了予定なし) ② 駐留軍等の再編によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として、その周辺地域をその区域とする市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等に応じて交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成19年度 事業終了年度:平成43年度) ③ 駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県に対し、当該県の区域内に所在する再編関連特定周辺市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 当該県は、再編関連特定周辺市町村の区域内において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて	0	0									8_6								非該当	
4170	防衛省	20		227	0	多国間・2国間交流		防衛計画の大綱に示された方向性に従い、アジア太平洋地域の一層の安定化の実現を目的として、二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に実施し、自衛隊の任務遂行能力を向上させるとともに、関係国との協力関係の構築・強化を図る。また、グローバルな安全保障環境の改善を目的として、国際平和協力活動、大量破壊兵器等の拡散阻止等に係る多国間演習等に積極的に参加する。	アジア太平洋地域の一層の安定化に資する訓練として、米国を含む3国間の枠組みでの共同訓練や、2国間での捜索救難に関する共同訓練に取り組んでいるとともに、ARFやADMMプラスの枠組みでの人道支援・災害救援の分野等を中心とした多国間の枠組みでの共同訓練等に取り組んでいる。また、グローバルな安全保障環境の改善に資する訓練として、国際平和協力活動に関する訓練やPSI阻止訓練等	0	0									5_a4_2								非該当	
4171	防衛省	20		228	0	ハイレベル政策的交流		アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図るためには、ハイレベル、実務者レベル、部隊レベル、留学生や研究者のレベルといった様々なレベルにおけるそれぞれの交流を総合的に推進することで、二国間・多国間の信頼醸成を行なっていくことが重要である。 その中において、ハイレベル政策的交流は、他国とのハイレベル(防衛大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、防衛審議官、統・陸・海・空幕長)同士による対話や相互訪問を行なうことにより、直接的に相互の信頼、協力関係の充実・強化の増進を図ることを目的としている。また、今後の両国の防衛協力・交流についての具体的方向性を決定している一方で、ハイレベル同士の友好関係の形成や認識の共有も行なわれており、防衛当局者間の信頼関係の強化にも寄与しなわれており、防衛当局者間の信頼関係の強化にも寄与し	防衛大臣と各国との国防大臣の対話、副大臣、大臣政務官、事務次官、防衛審議官、統・陸・海・空幕長クラスの対話、相互訪問等を実施しており、双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を実施している。 また、多国間の国際会議に出席するといったハイレベルでの多国間交流も実施しており、安全保障環境、防衛政策等について各国の参加者と意見交換を行い、他国との相互理解・信頼醸成及び協力関係を効率的・効果的に増進することに寄与している。その際には、同会議に参加する主要国政府要人との間で、個別に二国間会談なども実施している。	0	0									5_c4_2								非該当	
4172	防衛省	20		229	0	実務レベル政策的交流		アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図るためには、ハイレベル、実務者レベル、部隊レベル、留学生や研究者のレベルといった様々なレベルにおけるそれぞれの交流を総合的に推進することで、二国間・多国間の信頼醸成を行っていくことが重要である。 その中において、実務レベル政策的交流は、ハイレベルの対話・交流を基礎として、国防政策の実務を担当する企画立案者同士が継続的に直接意見交換をすることで、当該国との相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進に寄与することを目的としている。実務レベル同士の交流は、ハイレベル同士の対話・交流と比べ、より実務的・実践的な意見交換が行われており、具体的な施策の実現に大きく寄与する。	局長、審議官クラスの実務者同士による協議や統幕、陸・海・空自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍の幕僚との間の対話等、防衛当局の実務者間での対話・交流を実施している。具体的には、外務防衛当局間(PM)協議・防衛当局間(MM)協議・スタッフトークス・幕僚懇談の場において両国の安全保障問題等について協議を実施しているが、他にも安全保障に関する共通の関心事項について、多国間の実務者同士による意見交換なども実施しており、複数国間にまたがる問題に関する関係国間の相互理解・信頼関係増進に寄与している。	0	0									5_c4_2								非該当	
4173	防衛省	20		230	0	部隊レベル対話		アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図るためには、ハイレベル、実務者レベル、部隊レベル、留学生や研究者のレベルといった様々なレベルにおけるそれぞれの交流を総合的に推進することで、二国間・多国間の信頼醸成を行っていくことが重要である。 その中において、部隊間交流は、部隊間の共同訓練や交流事業などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図ることを目的としている。	部隊間の交流事業などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図るもの。具体的には、陸・海・空自衛隊が、それぞれのカウンターパートとの意見交換や交流を通じ、相互の信頼・協力関係の充実・強化を図っている。 ハイレベル同士の対話・交流、実務レベルでの交流において把握することが困難な相手国の部隊の実態に対しての理解を深めることができ、相手国の軍事に対する透明性の向上にも寄与している。	0	0									5_a4_2								非該当	
4174	防衛省	20		231	0	教育訓練履修給付金		教育訓練履修給付金は、開発途上国の国防担当政府機関が防衛省の教育訓練機関に対し財政上の懸念なく容易に留学生を派遣できる環境整備を図ることにより、両国防衛当局間の相互理解・信頼醸成の促進を通じ、最終的に我が国の安全保障上の利益に裨益することを目的とした制度である。	防衛省・自衛隊は諸外国との防衛交流の分野の一つとして、防衛省・自衛隊と諸外国軍との間の相互理解や信頼醸成、自衛隊学生と外国軍人又はその候補者たる留学生相互の国際的視野拡大を図ってきている。 教育訓練履修給付金は、その支給対象国である開発途上国の国防担当政府機関が、容易に防衛省の教育機関に対し留学生を派遣できる環境整備を図ることを目的とした制度である。平成28年度の支給国は、インドネシア、ミャンマー、ラオス、カンボジア、モンゴル、タイ、ベトナム、パキスタン、東ティモール、フィリピンの10カ国であり、合計99名	0	0									5_a4_2								非該当	
4175	防衛省	20		232	0	ジブチ軍に対する災害対処能力強化支援		防衛当局間の関係強化を中心として二国間の相互理解・信頼醸成を更に促進し、ジブチ拠点やジブチ空港の安定的な使用のための基盤を確保する。	ジブチ軍工兵部隊の災害対処能力強化のため、同工兵部隊の隊員に対し、リース品の施設機械を用いた計約150時間の教育を実施し、施設機械操作手としての知識及び技能を概ね修得させる。本教育には、ジブチに派遣する陸自の施設科職種の隊員11名があたる。なお、本教育は、ジブチ軍から自衛隊に対する要請に基づき開始されたものであ	0	0									5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:○非該当:－)	競争的資金(該当:○非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:－)	SBIR対象(該当:○非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4176	防衛省	20		233	0	能力構築支援事業		近年の国際情勢の変化に伴い、人道支援・災害救援等の安全保障・防衛分野における課題に国際社会が一致して取り組むために、これらの分野における開発途上国自身の対処能力を向上させるための支援を行い、国際的な安全保障環境の改善を図る。	支援対象国において必要とされる支援の内容に応じて、「長期派遣事業」、「短期派遣事業」若しくは「招へい事業」またはこれらを組み合わせた方法により、能力構築支援を実施している。「長期派遣事業」は、専門的な知見を有する事務官、自衛官等から構成される支援チームを比較的長期にわたり支援対象国に派遣して、講義、実習等を組み合わせた教育手法により体系的な人材育成を、「短期派遣事業」は、専門的な知見を有する自衛官等を短期間、支援対象国に派遣し、主としてセミナー方式により講義、意見交換、技術指導等を行っている。また、「招へい事業」は、支援対象国の実務者等を招待し、日本国内等で行われる教育訓練等を視察・研修させ、防衛省・自衛隊において現に行われている人材育成のための取組、教育訓練等を学ぶ機会を提	0	0										5_a4_2								非該当	
4177	防衛省	20		234	0	海賊対処に要する経費		海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、年間約1，400隻もの日本関係船舶が通航する欧州・中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾において海賊行為を抑止し、船舶の航行の安全を確保することが不可欠であるため、自衛隊が海賊対処行動を実施し、このために必要な経費を計上する。	自衛隊の海賊対処部隊は、水上部隊（護衛艦1隻、約200名）、航空隊（P－3C哨戒機2機、約60名）、支援隊（約110名）を中心に編成。これらの部隊は、護衛艦、固定翼哨戒機（P－3C）、車両、通信機材等の装備品を運用して民間船舶の護衛、警戒監視等の活動を行っているほか、活動拠点における水道光熱機能を含む施設の維持管理や派遣隊員の安全を確保するための警備活動など、当該活動を支えるための各種任務を遂行している。なお、従来、護衛艦は2隻態勢で船舶護衛及びゾーンディフェンスを実施していたが、近年の直接護衛の所要に鑑み、第26次水上部隊（平成28年12月からソマリア沖・アデン湾で活動）から1隻態	0	0										4_a4_2								非該当	
4178	防衛省	20		235	0	家族支援経費		長期の任務に就いた艦艇の乗員に対して電子メールによる家族との連絡手段を確保することは、隊員と家族双方の不安を軽減することにより、隊員が強い使命感と誇りを持って専心職務に従事する上で、後顧の憂いを取り払う一助とな	海外派遣等の任務（2か月以上）に就いた艦艇に対して家族通信用の機材を搭載。乗員毎にメールアドレスを付与し、隊員とその留守家族等の間の連絡手段として、電子メール（1日2回を標準）による通信環境を確保する。	0	0										6_6								非該当	
4179	防衛省	20		236	0	部隊等における教育・訓練に要する経費		各自衛隊においては、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の能力を高めるため必要な教育及び訓練と部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊訓練を行っており、本経費により、これらの訓練を効果的に実施することを目的とする。	自衛隊の教育訓練機関において、個々の自衛官の能力を高めることや最適な教育訓練を実施するために必要な教材・資器材の購入や部外教育委託等の経費及び自衛隊の部隊において最適な練成訓練を実施するために必要な物品の購入や訓練実施に際し必要な役務等の経費である。	0	0										4_a4_2								非該当	
4180	防衛省	20		237	0	入校、講習、研修等に要する旅費		対象者である隊員が、部内の教育訓練機関や部外の研修機関等の講習・研修等に参加し、部隊等における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得することを目的とする。	対象者である隊員が、上記目的を達成するために必要な国内移動に要する旅費である。	0	0										5_a4_2								非該当	
4181	防衛省	20		238	0	部外講師の招へいに要する旅費		部内の教育訓練機関において、隊員の職務遂行のための基礎あるいは専門的な知識及び技能を修得させるために、部外の有識者を講師として招へいすることを目的とす	部内の教育訓練機関に部外講師を招へいするために必要な国内移動に要する旅費である。	0	0										5_a4_2								非該当	
4182	防衛省	20		239	0	庁内託児施設の整備		庁内託児施設を設置し、職員の職業生活と家庭生活の両立支援及び子育て支援を実施することにより、職員が子どもの保育などに不安を抱くことなく任務に専念できる環境を整備する。	職員が、家族の世話に不安を抱くことなく任務に専念できる環境を整備するため、職員の職業生活と家庭生活の両立支援及び子育て支援を実施する施設として、庁内託児施設を設置する。 ※国が庁内託児施設の整備し、運営は民間に委託している。庁内託児施設では、0歳から未就学児を対象に、基本保育、延長保育、病後児保育、障害時保育、一時保育、夜間保育、早朝保育、休日保育などの他、24時間対応の緊	0	0										4_a4_2								非該当	
4183	防衛省	20		240	0	市ヶ谷地区の維持管理に要する経費		防衛省・自衛隊が所在する市ヶ谷地区においては、我が国の安全保障上必要となる領土、領海、領空の警戒監視業務等の実任務を遂行するとともに、任務遂行のために必要となる計画の立案や各自衛隊の指揮統制、各種装備品の研究開発・統制等の業務を行っていることから、危機管理官庁の中枢として不断に機能する必要があるため、各施設の保守役務等を実施する。	市ヶ谷地区に所在する各施設等の管理に必要な保守等役務、備品・消耗品、光熱水料及び燃料費の調達や支払いを実施する。	0	0										4_d4_2								非該当	
4184	防衛省	20		241	0	特別借受宿舎		特別借受宿舎を含む国家公務員宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。特別借受宿舎は、国設宿舎の建設のみでは宿舎の不足状態を解消できない状況（昭和30年代）を緩和するため、国家公務員共済組合連合会（以下、「連合会」という。）の資金をもって建設された住宅（場所・仕様・戸数等については国の設置方針に準拠）を国（防衛省）が借受け、国家公務員宿舎法に定める	特別借受宿舎の借受料については、昭和39年度以降、原則支払期間60年、金利6．5%の元利均等償還方式で計算され、支払いが完了すれば宿舎は連合会から国（防衛省）に寄付されるが、平成9年度からは、国側の運用が容易となるように支払期間満了前であっても物件の買取り（国有財産化）を行っている。現在、支払い額の抑制を図るべく、平成26年度の公開プロセスにおける評価結果も踏まえ、早期買取りに努めている。	0	0										6_6								非該当	
4185	防衛省	20		242	0	一般借受宿舎		国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。（国家公務員宿舎法第1条）	宿舎所要があるが建設のための用地の取得が困難な地域や、宿舎所要が一時的な地域等においては、民間のアパート等を借り上げ、宿舎として設置している。本事業は、これら民間住宅の借上げにより宿舎を設置しその借料を支払	0	0										6_6								非該当	
4186	防衛省	20		243	0	宿舎（建設等）		国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。（国家公務員宿舎法第1条）	・経年のため老朽化した自衛隊員のための既存宿舎の建替。 ・部隊の新編等に伴い必要となる宿舎の新設。 ・経年のため機能的に欠陥が生じている等の自衛隊員のための既存宿舎の改修。 ・宿舎所要が少なく、経年のため老朽化が進行した宿舎の	0	0										4_a4_2								非該当	
4187	防衛省	20		244	0	緊急登庁支援用備品等		自衛隊の常時即応態勢を維持するために、災害派遣等の緊急登庁時に子供の預け先の確保などに不安を抱くことなく隊員が任務に専念することができるように、自衛隊の駐屯地・基地で子供を一時預かる体制の整備	託児支援施策として、災害派遣等の緊急登庁時において、他に預け先がなく帯同して登庁せざるを得ない隊員の子供を自衛隊の駐屯地・基地で一時的に預かる体制を整備するとともに、実効性向上のための訓練も実施している。	0	0										6_6								非該当	
4188	防衛省	20		245	0	相互防衛援助協定交付金		我が国の平和と安全を確保するため、適切な防衛力の整備を図っていく必要があることから、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づき、日米間の調整等を円滑に実施	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」第7条第2項に基づき、在日合衆国相互防衛援助事務所に係る行政事務費（旅費・通信費等）及びこれに関連する経費として、アメリカ合衆国政府に円資金を交付。また、同附属書Gに定めるところにより現物提供を行っている。	0	0										6_6								非該当	
4189	防衛省	20		246	0	大規模広報施設		わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものである。このような理解の促進のためにも自衛隊の現状を、青少年や女性層を含め、広く国民に紹介する広報活動が重要であるという観点から、様々な広報施設を設け、公開してい る。	大規模広報施設は、防衛省・自衛隊に関する国民の認識と理解を深め、我が国の防衛に関する正確な知識を広く普及することを目的として、装備品の展示や迫力のある映像などを直接見て、触れて、体感できる施設である。これらの施設を活用することで防衛省・自衛隊を身近に感じ、より一層の関心を持つことが期待されている。年間の入場者数は100万人を超えており、その効果は極めて大きいということ	0	0										3_c4_5								非該当	
4190	防衛省	20		247	0	防衛大学校における教育訓練に要する経費		防衛大学校における教育訓練は、理学・工学・社会科学に関する大学教育及び訓練並びに校友会活動を通じて、将来の幹部自衛官となる者に対して、自衛隊の任務遂行に必要な知識や能力を取得させることを目的としている。	防衛大学校は、教育訓練課程と団体生活を通じて、幹部自衛官としての職責を全うし得る人格の育成を目指している。教育課程においては、一般教育・理工学・人文社会科学及び防衛学などを教授し、幹部自衛官として必要な基礎学力や技能を育成し、訓練課程においては、自衛隊の必要とする基礎的な訓練について練成し、幹部自衛官として必要な資質や技能を育成している。また、体育活動や校友会活動を通じて、訓練とともに強健な体力・旺盛な気力を育成している。 本経費は、本大学校での教育を行うために必要な教材や教育実験用器材の整備、教官及び研究科学生が高度な研究水準を保持するために必要な研究費、訓練に必要な機材	72,518	0	5	一般	－	35	4	－	－	－	－	5_a4_2	1_a_1							該当	
4191	防衛省	20		247	0	防衛大学校における教育訓練に要する経費		防衛大学校における教育訓練は、理学・工学・社会科学に関する大学教育及び訓練並びに校友会活動を通じて、将来の幹部自衛官となる者に対して、自衛隊の任務遂行に必要な知識や能力を取得させることを目的としている。	グローバルセキュリティ（地球規模の安全保障）分野における分野横断的・統合的先端科学技術研究の一環として、平成30年度より、新たに、遠隔操縦ロボット用統合状況把握システムの開発に係る研究を学内及び国内外の研究者・研究機関と実施することにより、急速な技術革新にも対応できる幹部自衛官の育成の資とする。	132,810	0	5	一般	－	35	4	－	－	－	－	5_a12_1								該当	
4192	防衛省	20		248	0	自衛官等募集活動に要する経費		自衛官等の募集にあたっては、募集対象者等に職業としての自衛官を認知・意識させる募集広報を行うとともに、自衛官という職業特有の不安を解消していくことで受験・入隊者数を確保している。 本事業は、募集を主任務とする全国50ヶ所（北海道に4か所、各都府県に1か所）の自衛隊地方協力本部に置き、これらの募集活動をきめ細かく実施することで、より質の高い受験・入隊者数を確保することを目的としている。	自衛官等の募集を主任務とする全国50ヶ所の自衛隊地方協力本部においては、広報官が受験者個々のニーズに対応したきめ細かい募集活動等を実施することで、より質の高い隊員の確保に努めている。具体的には、募集対象者の情報取得や、職業としての自衛官の魅力の広報、更に募集対象者及びその家族が抱く自衛官という職業に対する不安の解消などである。 本経費は、広報官が募集対象者や学校等を訪問・交流するために必要な日帰り勧誘旅費、説明に必要な消耗品の購	0	0										3_c4_5								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4193	防衛省	20		249	0	援護業務に要する経費		若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(大半が20歳代に任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 本事業は、各種広報等の実施により退職自衛官の有用性等を広く周知することや部内向け冊子の作成、関係機関との連携を図ること等により、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。	① 自衛隊の就職援護担当者による就職援護活動(企業、地方公共団体等を訪問し自衛官の技能・経験等の広報、合同企業説明会への協力) ② 援護広報カレンダーや再就職に関する各種パンフレットの作成配布 ③ 各種媒体等における退職自衛官に係る有用性に関する周知活動の実施 ④ 再就職決定までの流れを具体的・体系的に記述した「再就職の手引き」を作成し、退職予定隊員及び部隊指揮官等へ配布 ⑤ 自衛隊援護機関(地方協力本部、各援護室等)、(一財)自衛隊援護協会、地域の雇用協議会、ハローワーク等との	0	0											6_6								非該当	
4194	防衛省	20		250	0	募集事務地方公共団体委託費		自衛官等の募集は、現役高校生を中心に広く国民一般から多数の人材を募集するものであることから、地方の総合行政主体であり、地域社会と密接なつながりを有する地方公共団体と連携することが必要不可欠である。また、募集対象者側からみれば自分の身近なところでも自衛官等の募集を行っているという親近感を感じられるとともに利便性がある。	自衛隊法第97条1項により、都道府県知事及び市町村長に自衛官等募集事務の一部を委託しており、その経費は同法第97条第3項で国庫の負担と規定されている。 委託内容は、都道府県においては募集期間の告示、重点市町村の指定、各種広報媒体による広報、募集関係各種会議の開催及び参加、部隊研修等であり、市町村においては志願票の受理等、広報紙等への募集案内の掲載、募集関係各種会議の開催及び参加、部隊研修等である。	0	0											6_6								非該当	
4195	防衛省	20		251	0	自衛官等募集試験等に要する経費		自衛官等の募集は、任期制自衛官である自衛官候補生及び非任期制自衛官である一般曹候補生、一般幹部候補生等13種目において実施している。 本事業は、これらの募集種目について行われる採用試験を円滑に実施することを目的とする。	自衛官等の各募集種目の採用試験を円滑に実施するために必要な試験問題の作成、志願票及び受験票の印刷等の経費である。	0	0											6_6								非該当	
4196	防衛省	20		252	0	自衛官等募集広報宣伝に要する経費		自衛官等の募集は、任期制自衛官である自衛官候補生及び非任期制自衛官である一般曹候補生、一般幹部候補生等13種目において実施している。 本事業は、これらの募集種目について募集対象者等に対し職業としての自衛官を認知、受験に対する意識、受験の決心までの広報を行うことを目的とする。	募集対象者等に対し職業としての自衛官を認知、受験に対する意識、受験の決心までの広報として、募集案内、ポスター印刷、交通機関広告に必要な経費である。	0	0											3_c4_5								非該当	
4197	防衛省	20		253	0	企業主招へいに要する経費		若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(大半が20歳代に任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 本事業は、雇用者である企業主等を部隊等に招へいし、実際に部隊見学や援護状況の説明・懇談等を行うことにより、企業主等の自衛隊や就職援護に対する理解を図り、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。	全国の部隊及び地方協力本部が、企業主等を部隊等に招へいし、援護状況の説明・懇談等の活動を行うとともに、実際に自衛官が活動している現場を見てもらうことによって、自衛官がどのような活動を行っているか、またどのような技能・資質を持っているかなどの認識を深めてもらい、退職予定自衛官の再就職に資する。	0	0											6_6								非該当	
4198	防衛省	20		254	0	進路相談部外委託に要する経費		若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(大半が20歳代に任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 再就職に関する様々な不安・悩みについては、退職後の人生設計等を踏まえたきめ細かい専門的なカウンセリングが必要であることから、本事業は民間事業者に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与することにより、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものであ	民間事業者に委託し、全国23駐屯地等(旭川、東千歳、青森、仙台、板妻、千僧、善通寺、福岡、北熊本、別府、大湊、下総、横須賀、舞鶴、呉、佐世保、鹿屋、千歳、三沢、入間、小牧、春日、那覇)に、キャリア・カウンセラーの資格を保有し、雇用環境等に精通した部外専門家(進路相談員)を配置し、退職予定隊員に対する再就職及び退職後の生活設計等に関する相談(電話相談や、他の駐屯地等への出張相談等を含む。)を実施。	0	0											6_6								非該当	
4199	防衛省	20		255	0	援護業務民間委託に要する経費		若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(大半が20歳代に任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 本事業は、①政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、従来、地方協力本部が行っていた任期制自衛官に係る求人開拓等の就職援護業務について、その一部を民間開放すること、②「行政改革の重要方針」(総人件費改革)(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、地方協力本部等において就職援護業務に従事する非常勤職員の採用を実施することにより就職援護業務の効率化等を目的とするものであ	①就職援護業務の民間委託について 平成19年8月から首都圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)において、また、平成21年8月からは愛知県において、当該都県に所在する地方協力本部における任期制自衛官に係る求人開拓等の就職援護業務を民間の有料職業紹介事業者に対し委託して実施中。 ②地方協力本部等における非常勤職員の採用について 平成20年度より、地方協力本部等において就職援護業務に従事する所要の非常勤職員を採用しているところ。	0	0											6_6								非該当	
4200	防衛省	20		256	0	退職予定自衛官就職援護業務費補助金		若年定年制(53歳～56歳で定年)又は任期制(大半が20歳代に任期満了)により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助(就職援護)を行うこととされている。 防衛省は職業安定法に定める職業紹介権を有していないことから、本事業は、厚生労働大臣等から無料職業紹介事業の許可を得た(一財)自衛隊援護協会が行う退職予定自衛官に対する職業紹介事業に要する経費を補助金として交付することにより、就職援護を円滑に実施することを目的と	①退職予定自衛官の再就職を円滑に実施する施策として、(一財)自衛隊援護協会が、職業安定法第33条の規定に基づく許可を厚生労働大臣から得て無料職業紹介事業を行うために要する経費の一部を補助するものである。 ②補助率は、(一財)自衛隊援護協会の補助対象事業に従事する職員に対する人件費は10／10、補助対象事業を行うために使用する土地建物の借料は5／10。補助対象事業に関する旅費及び一部の管理運営費については10／10である。	0	0											6_6								非該当	
4201	防衛省	20		257	0	貸費生貸与金		大学又は大学院に在学する学生で、医学、歯学、理学、工学を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする有為な学生を対象として、毎月定額の学資金を貸与することにより、その修学を助成し、卒業又は修了後、陸・海・空自衛隊の幹部候補生として任用するものである。	現在、大学及び大学院で、医学、歯学、理学、工学を専攻している学生で、卒業(修了)後、その専攻した学術を活かして引き続き自衛隊に勤務する意志を持つ者に対して学資金を貸与するものである。 学資金の額は、自衛隊法施行令第120条の5に基づき月額5万4千円と規定されており、貸与された学資金は、自衛官として一定年限以上勤務すると規定に従って返還が免除	0	0											5_c4_2								非該当	
4202	防衛省	20		258	0	予備自衛官に必要な経費		有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集及び災害招集に係る命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が移動した後の駐屯地警備、後方支援等の要員として任務に当たることを想定している。本事業は、予備自衛官制度の維持・運営に必要な経費である。	予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用される者と、予備自衛官補としての教育訓練を修了した後に任用される者がおり、平素は各々の職業に従事しつつ、年間5日間(基準)の訓練に出頭する。予備自衛官は、訓練に出頭することにより予備自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能について練度の維持を図っている。なお、予備自衛官には、予備自衛官手当、訓練招集手当及び訓練出頭に係る旅費が支給される。	0	0											5_a4_2								非該当	
4203	防衛省	20		259	0	即応予備自衛官に必要な経費		有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。即応予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集に係る命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された部隊において、常備自衛官と同様の任務に当たることを想定している。本事業は、即応予備自衛官制度の維持・運営に必要な経費である。	即応予備自衛官は、陸上自衛隊に導入されている制度であり、退職した自衛官や予備自衛官として任用されている者の志願に基づき選考により採用され、平素は各々の職業に従事しつつ、年間30日間の訓練に出頭する。即応予備自衛官は、訓練に出頭することにより、即応予備自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能について練度の維持を図っている。なお、即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当、訓練招集手当、訓練出頭に係る旅費及び勤続報奨金が支給される。また、即応予備自衛官が安心して訓練に出頭することを可能とするため、即応予備自衛官の雇用企業に対して給付金を支給している。	0	0											5_a4_2								非該当	
4204	防衛省	20		260	0	予備自衛官補に必要な経費		有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官補は、主として自衛官未経験者を対象としており、予備自衛官を安定的に確保し、医療・語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的とした制度である。本事業は、予備自衛官補制度の維持・運営に必要な経費である。	予備自衛官補は、陸上自衛隊及び海上自衛隊に導入されている制度であり、主として自衛官未経験者を予備自衛官補として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任官させる制度である。予備自衛官補には、一般と技能の2つの採用区分があり、予備自衛官として勤務するために必要な基礎的知識及び技能を修得するため、所定の教育訓練に出頭する。なお、予備自衛官補には、教育訓練招集手当及び出頭に係る旅費が支給される。	0	0											5_a4_2								非該当	
4205	防衛省	20		261	0	サイバー攻撃対処のための官民連携推進のための調査研究		防衛産業は、防衛省・自衛隊が継続的安定的活動を行っていく上で必要不可欠であり、防衛産業が正常に機能していることが防衛省・自衛隊がその任務を遂行していくための前提である。このため、防衛産業に対するサイバー攻撃に対する防衛省・自衛隊と防衛産業との具体的な連携要領を確立すべく、米国等の例を参考として調査研究を行い、サイバー攻撃に対する共同訓練を実施する。	■防衛省と防衛産業との間で、防衛産業に対する大規模サイバー攻撃事態等発生時の対処について、初動対応に関し、以下の点について防衛省及び防衛産業との間の具体的な連携要領の確立、連携の在り方の確立等を検討するための資とするため、共同訓練／演習を行う。 ①事案発生後の初動における防衛省と防衛産業の連携した対応のための態勢の構築(窓口設定、連絡系統の確立等) ②連携して対処すべきリスク対策について共通の認識の醸成 ③防衛省と防衛産業との間の効果的・効率的情報共有方法(メール、掲示板的機能等の活用) ④防衛省と防衛産業との連携及び防衛省と防衛産業が一体となった対処方針の策定 ■共同訓練の実施に向け、米国等の例を参考として調査研究の実施。	0	0											5_b4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当：○非該当：－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当：○非該当：－)	競争的資金(該当：○非該当：－)	独立行政法人向け財政支出(該当：○非該当：－)	SBIR対象(該当：○非該当：－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4206	防衛省	20		262	0	防衛駐在官等支援経費		我が国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因が存在し、その一部は顕在化・先鋭化・深刻化している中で、防衛省・自衛隊における情報収集機能を強化することが必要とされているところ、防衛駐在官等が収集する人的情報の重要性が高まっている。このため、防衛駐在官の情報収集・分析や交渉のための能力をより一層向上を図るため、防衛駐在官候補者に対する教育をはじめとする防衛駐在官の活動を支援する体制を拡充させることを目的とする。 また、中期防衛力整備計画で、「人的情報収集機能の強化に資する措置を講ずる」とされている。	１人１人の防衛駐在官の情報収集・分析や交渉のための能力を更に一層向上を図るために、語学力を強化し情報収集能力・交渉能力を高めるとともに赴任国の防衛駐在官業務や地域情勢等を的確に把握させるために赴任前に任国へ出張させる経費である。	0	0										5_a4_2								非該当	
4207	防衛省	20		263	0	医療備品、衛生器材等の整備		自衛隊衛生は、平素からの隊員等への健康管理（健康診断、診療等）に加え、東日本大震災を始めとする国内の災害派遣、ハイチ大地震等の国際緊急援助活動、南スーダン等の国際平和協力業務、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動など、国内外における自衛隊の任務を円滑かつ効率的・効果的に遂行できるよう、衛生部隊及び自衛隊病院等において必要な医療を提供することを目的としている。	上記の目的を達成するために、隊員及び家族（一部の病院においては地域住民）に対し、衛生部隊及び自衛隊病院等において医療を実施するとともに、有事における隊員等の診療及び戦力維持のための健康管理、医官等の診療に従事する衛生職の養成及び専門技術に関する訓練等の様々な目的に必要な医療備品、衛生器材等を整備する事業である。	0	0										4_a4_2								非該当	
4208	防衛省	20		264	0	医療施行費		自衛隊衛生は、平素からの隊員等への健康管理（健康診断、診療等）に加え、東日本大震災を始めとする国内の災害派遣、ハイチ大地震等の国際緊急援助活動、南スーダン等の国際平和協力業務、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動など、国内外における自衛隊の任務を円滑かつ効率的・効果的に遂行できるよう、衛生部隊及び自衛隊病院等において必要な医療を提供することを目的としている。	上記の目的を達成するために、隊員及び家族（一部の病院においては地域住民）に対し、衛生部隊及び自衛隊病院等において医療を実施するとともに、有事における隊員等の診療及び戦力維持のための健康管理、医官等の診療に従事する衛生職の養成及び専門技術に関する訓練等の様々な目的に必要な医薬品、医療用消耗品の購入及び病院運営のための業務委託等の事業である。	0	0										6_6								非該当	
4209	防衛省	20		265	0	防衛医科大学校における教育に要する経費		防衛医科大学校は、人格・識見ともに優れ、かつ高い総合臨床医としての能力を身につけた「医師たる幹部自衛官」を育成することを目的に創設されたものである。又、保健師・看護師である幹部自衛官及び技官を養成するため、平成26年度より看護学科が開設された。本経費は、学生に対し最適な教育訓練を実施するために必要な経費である。	防衛医科大学校における教育訓練を実施するために必要な教材の購入、部外役務等である。	386,789	0	5	一般	－	35	4	－	－	－	－	5_a4_2	1_a_1							該当	
4210	防衛省	20		265	0	防衛医科大学校における教育に要する経費		防衛医科大学校は、人格・識見ともに優れ、かつ高い総合臨床医としての能力を身につけた「医師たる幹部自衛官」を育成することを目的に創設されたものである。又、保健師・看護師である幹部自衛官及び技官を養成するため、平成26年度より看護学科が開設された。本経費は、学生に対し最適な教育訓練を実施するために必要な経費である。	平成30年度より、新たに、自衛隊の任務遂行に必要な医学研究分野であって、第一線救護教育や特殊環境下における聴覚障害の予防法などの研究を推進する。また、医療にかかわる人材の更なる臨床技能の向上を図るため、各種技能トレーニングやシミュレーショントレーニングなど、高度な手術手技等を研修させる備品等を整備する。	135,185	0	5	一般	－	35	4	－	－	－	－	5_a12_1								該当	
4211	防衛省	20		266	0	診療委託費		診療委託費は、自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、学生並びに生徒（以下「自衛官等」）が、部外医療機関において療養の給付（診療等）を受けた場合に、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき一部負担金を控除した金額を、部外医療機関に対して国（防衛省）が支払う義務的な経費である。	自衛官等の傷病については、自衛隊の任務の特性から、公務上、公務外の別を問わず国の管理下に置くこととし、その療養は国が直接行うこととしている。 これらの療養の給付のうち、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合（私傷病）に、その診療を部外医療機関において療養の給付を受けた場合の療養費、診療報酬の審査支払手数料、高額療養費及び一部負担金等の払戻金（附加給付等）を国が支払うための事業である。 なお、自衛官等が自衛隊病院等以外の部外医療機関において、療養の給付を受けた場合は、3割は自己負担、7割	0	0										6_6								非該当	
4212	防衛省	20		267	0	サプライチェーン調査結果活用データベースシステムの構築		防衛装備移転三原則が決定され、今後我が国が必要とする高度な装備品を取得しつつ、国内に必要な防衛生産・技術基盤を維持・強化するための施策立案の際に活用する、各種装備品等のサプライチェーンに関するデータベースを構築するもの	過去のサプライチェーンの調査の結果（26年度P-1、27年度「そうりゅう型」潜水艦）及び今後実施予定のサプライチェーンの調査結果の集約、管理及び分析を迅速・適切に行うためのデータベースを整備・運用するに先立ち、パイロット版の整備を28年度に実施し過去のサプライチェーンの調査結果をデータベース化する。 29年度よりパイロット版を試行運用を開始して、今後実施予定のサプライチェーンの調査結果を逐次データベース化するとともに試行運用で得られた知見をもとに、正版のデータベースを構築して、国内の防衛生産・技術基盤を適切に把握・分析するための基盤を確立する。本データベースを用いて、防衛産業のサプライチェーン構造の可視化及び代替が困難な技術を有する企業の特定等、施策立案に資する	0	0										4_c_1_9								非該当	
4213	防衛省	20		268	0	防衛生産・技術基盤の維持・強化に要する経費		今後我が国が必要とする高度な装備品等を取得しつつ、国内に必要な防衛生産・技術基盤を維持・強化する上で、防衛装備品移転先の情報や、国際共同開発の可能性を検討するための情報を収集する。	国際的に権威のあるジェーンズ社の情報サービスを利用して、世界各国の主要な防衛関係企業の経営者、幹部、財政状況、関連企業、製品、新技術の動向、航空機の詳細情報、生産速度及び価格、各種ミサイル・システムの開発動向等に関する最新の情報を入手することにより、国際共同開発を含む装備政策立案に必要な情報を入手するものとす	0	0										1_c_2_9								非該当	
4214	防衛省	20		269	0	即応性の向上に資する装備品等の維持・整備の在り方に関する調査研究		防衛省・自衛隊においては、防衛力の即応性・対処能力の向上を図るために、装備品等の維持・整備業務について、見直しを行うとともに、国内外の新たな維持・整備手法を取り入れる等の今後の装備品等の維持・整備の在り方について検討を行っており、装備品等の可動率の維持・向上及び維持・整備経費の抑制との両立を図ることを目的としたもの。	一層厳しさを増すわが国周辺の安全保障環境において、現下の状況に即応した防衛力を発揮するためには、装備品等の質及び可動率の維持・向上を図ることにより、即応性・対処能力を向上させることが重要である。一方、装備品等の高性能化などに伴い、装備品等の維持・整備経費は増加する傾向にある中、今後も継続する厳しい財政事情において、限られた資源で装備品等の可動率の維持・向上を図ることは極めて厳しい状況となっている。そのため、民間手法及び諸外国における先進的な維持・整備の手法を導入するなど、幅広い知見と第三者的な視点に立った調査研究を行い、装備品等の維持・整備の在り方に関する検討を行うも	0	0										1_b_3_6								非該当	
4215	防衛省	20		271	0	作業効率化促進		装備品等の製造等に必要な工数を技術的観点から検証し、標準的な工数を求める（以下、「工数鑑定」という）ことにより、工数の妥当性の検証、非効率的な作業の排除が可能となり、防衛装備品等のより効率的な調達により予算執行の一層の適正化を図る。	本件は、「工数鑑定経費」及び「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」から成る。 「工数鑑定経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、工数鑑定を実施するものである。 「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、装備品等の製造等に必要な工数を技術的観点から検証し、工数鑑定を行うために必要な分析能力等取得のための経費である。	0	0										6_6	5_a4_2							非該当	
4216	防衛省	20		272	0	資料の信頼性確保のための調査		制度調査（原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査）及び輸入調達調査（輸入品等に関する契約を締結している契約の相手方の経理会計システムの適正性を確認するための調査）をより確実かつ迅速に実施し、防衛装備品等の調達に係る国民の信頼を回復し、予算執行のより一層の適正化を図る。	企業構造の変化に対応し、不正行為の抑止を図り実効性のある制度調査及び輸入調達調査を実施するためには、制度調査及び輸入調達調査の更なる質的向上が必要であることから、企業会計に関して高度の専門的知識を有する公認会計士を活用することにより、対象企業に適合した計画を立案し、調査を実施する。 また、公平不偏かつ独立性を有した立場である公認会計士が調査を実施することにより、総体的な調査の信頼性及び透明性を確保することが出来る。	0	0										6_6								非該当	
4217	防衛省	20		274	0	防衛生産・技術基盤の維持強化に要する経費		防衛装備移転三原則が決定され、今後我が国が必要とする高度な装備品を取得しつつ、国内に必要な防衛生産・技術基盤を維持・強化するための施策立案に必要な情報収集を実施するもの。	各国との防衛装備・技術協力の推進、我が国の防衛産業基盤の維持・強化を図っていくためには、官側として防衛装備品のサプライチェーンのどこに重要な技術が内包されているか、また、断絶のリスクがあるかなどを適切に把握するとともに、国内外防衛産業の動向に関する情報収集をより能動的に実施する必要がある。サプライチェーンの情報把握については、必要な知見と技術を持つシンクタンク等に調査を委託し、施策立案の資とする。 また、防衛装備・技術協力を適切に推進していくためには、我が国の装備政策や高い技術力等に係る情報を適切に発信するとともに諸外国の防衛産業や装備政策等に関する情報を入手することが極めて重要である。このため、本事業では、フランス、マレーシア及び我が国において開催された国際防衛装備品展示会等に出展し、我が国の装備政策や研究開発の状況等に関する情報を発信するとともに、諸外国の防衛産業や装備政策等に関する情報を直接収集し、防衛装備・技術協力の推進の資とする。これらの展示会への出展に当たっては、民間事業者に所要の業務を委託す	0	0										1_b_3_6								非該当	
4218	防衛省	20		275	0	民間海上輸送力活用事業に係る事業支援役務		我が国の島嶼部への迅速な部隊の展開能力の確保は喫緊の課題であり、自衛隊の輸送力と連携して大規模な海上輸送を効率的に実施するため民間事業者の資金や知見を最大限活用できるPFI方式により、平成28年3月に事業契約を締結した。このため、長期安定的に事業を継続するため、民間船舶及びPFIに係る専門的知識、実績及び支援能力を有した部外専門企業の支援を得て、業績監視等を実施	・PFI法に基づく業務の適否を判断する業績監視等の支援 ・事業者が検討した外航対応への検討結果に基づき、外航の可能な船舶とすることの可否について検討支援 ・事業契約書に基づく物価変動に応じた契約金額の変更に伴う変更契約のための諸手続の支援	0	0										6_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4219	防衛省	20		276	0	防衛装備品等のコスト縮減を推進するための調査役務		厳しい財政状況の下、我が国が直面する安全保障上の課題に対応した防衛力の整備を確実に実施していくために、装備品等の調達に要するコストの縮減につながる調達・契約手法を検討する必要がある。そのために、平成27年度から導入した長期契約の調達に要するコストを縮減させるためのコスト分析、官民共同作業によりコスト縮減を図るサプライヤコラボレーション、企業の効率的な投資を促す企業評価といった手法等について検討し、コスト縮減を図ることを目的とする。	平成27年度から行っている長期契約に関するコスト分析及びそのフォローアップに加え、官民共同で問題に取り組みコスト縮減を図るサプライヤコラボレーション、企業を積極的に評価することで企業間の間接的な競争及び効率的な投資を促進する企業評価の手法等を活用したコスト縮減について調査を実施する。長期契約に係るコスト分析の実施、サプライヤコラボレーション、企業評価等について適切な手法により効果的なコスト縮減を行うには、整理・分析・評価について高度な専門的知識と経験が必要とされるため、専門的な知見を持つ民間企業(コンサルタント企業等)の部外力(企業情報を引き出す手法、コスト縮減策等の分析及び評	0	0									6_6								非該当	
4220	防衛省	20		278	0	民間海上輸送力活用に係わるPFI事業		一層厳しさを増す安全保障環境の下、自衛隊の迅速かつ大規模な海上輸送能力・展開能力を、民間の資金や能力を活用するPFI方式により、効率的に確保	・民間事業者が、二隻の船舶を所有・維持・管理し、自衛隊の平素の訓練や災害派遣等の緊急時の輸送を行うため、迅速かつ優先的に船舶を運航 ・防衛出動の場合などにおける危険地域の運航に当たっては、自衛隊が、船舶そのものを借り受ける(その場合、自衛官が乗り組んで自衛隊が自ら運航)	0	0									8_6								非該当	
4221	防衛省	20		280	0	電子計算機システムの新技術実用化等に関する技術支援		防衛省の各機関等においては各種電子計算機システムの効率化のため、クラウド化等を進めているところであり、新技術(クラウドコンピューティング、ビッグデータ、仮想的ネットワーク制御等)の実用化及び導入に向けて、経費を抑制しつつ競争性及び公平性を確保した調達方針等の策定のため、専門的知見に基づく技術的支援を得るものである。	防衛省の使用する電子計算機システムについて、情報技術進展に伴う新技術の実用化及び導入を推進するに当たり、調達面における競争性等を阻害する事項を調査・分析し、最適な調達に資する方針等策定のために必要な高度、専門的かつ適時性のある情報通信技術に関する技術的支援、助言及び情報の提供を得るものである。	0	0									1_b_3_6								非該当	
4222	防衛省	20		283	0	将来装備品の取得手段の調査		防衛装備庁において、将来の装備品等の取得にあたって、取得手段等に関する代替案の分析又は将来装備の技術的な検討の資とするべく、必要な調査を行う。	将来の装備品等の取得にあたって、公正性・透明性を確保しつつ最適な取得を行うためには、取得手段等に関して幅広い代替案の比較分析を行うことが重要である。この代替案分析等の資とするべく、海外装備品の技術動向及び関連する技術情報等の収集・分析を専門知識の有する民間企	0	0									1_b_3_6								非該当	
4223	防衛省	20		285	0	防衛装備・技術協力に係る調整等		防衛省においては、防衛装備移転三原則の策定後、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、諸外国と政府間の協力枠組が構築されている。今後、防衛装備・技術協力の進展が見込まれる国において、現地で政府機関や関係企業との間で調整行い、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。このような事務を適切且つ確実に行えるよう、諸外国への出張が必要となる。 特に協力の進展が現実化し事務レベルでの調整機会が増大している国々との間では、現地におけるニーズに迅速に即応しつつ、機動的に調整・交渉・ロジを行う必要がある。防衛装備・技術協力に専念できる人員を関係国において執務させることで、機動的且つ柔軟に個別具体的な防衛装備・技術協力案件の調整・推進を行う。	0	0									5_a4_2								非該当	
4224	防衛省	20		286	0	フィリピンへのTC－90の移転		フィリピンへ海自練習機TC－90を移転し、フィリピン海軍にTC－90を持続的に運用させることで、同国の人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握の能力を向上させ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目指す。	フィリピン政府は、移転後のTC-90を人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握に使用するとしている。同国におけるTC-90の持続的な運用は、アジア太平洋地域の安全保障に大きく貢献することとなることから、TC-90の移転の他、日本国内の整備企業のフィリピンへの派遣、フィリピン海軍パイロットの操縦教育などをして、同国への支援を行	0	0									5_a4_2								非該当	
4225	防衛省	20		287	0	各種資料の翻訳		平成26年4月に閣議決定された防衛装備移転三原則の下、諸外国との安全保障・防衛協力の強化、共同研究・開発による装備品の能力向上、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化などを目的として防衛装備・技術協力を推進している。 協力を実施している及び協力が見込まれる諸外国の研究開発の実態の迅速な評価分析及び重要資料に関する評価分析能力を高めるべく諸外国との共同研究に関する施策の検討に資する資料を得ることを通じて、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。 防衛装備・技術協力のカウンターパートとなり得る、諸外国の国防機関は、独自の研究所で基礎的な研究からシステム・エンジニアリングを行うだけに留まらず、国防上重要と考えられる産業の研究開発能力及び製造能力の向上のため、各種の投資プロジェクトを実施しており、公表される報告書により、研究開発計画等の立案ベースとなる技術戦略及び産業支援投資戦略等について知ることが可能となる。 従って、各国の防衛技術戦略についての情報収集及び新たな協力分野の可能性の検討に資するため、各国が公表している報告書又は同等のものの翻訳を実施するものである。	0	0									5_a4_2								非該当	
4226	防衛省	20		288	0	装備品等のコスト削減の検討に係る支援役務		研究開発を含め、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、防衛省内の装備品等の取得に関係する部署に所属する者から構成される「統合プロジェクトチーム(IPT)」を設置し、プロジェクト管理の強化によるライフサイクルを通じての費用対効果の向上を図ることとしている。これを受け、プロジェクト管理手法に関する専門的知見を有した民間企業の支援を得て、コスト抑制も含めたプロジェクト管理の強化に向けた検討を行うことを目的とする。	防衛省においては、装備品等の構想から開発、量産等のライフサイクル全体を、プロジェクト管理手法を用いてコスト抑制に向けた検討を行うこととしている。本事業は、新たな装備品等の取得時に取得方式の決定に係る評価分析、契約形態等の検討及び契約に係る各種資料(企業に対し、より良い提案を促す提案要求書等)の作成・分析等を実施する際に、当該知見を有した民間企業の支援を得て、プロジェクト管理手法を用いた装備品等のライフサイクル全般にわたる効果的・効率的な管理によるコスト抑制に向けた検討を行うものである。本事業は、防衛装備庁の設立に伴い、所管部局が防衛省経理装備局装備政策課から防衛装備庁プ	0	0									8_6								非該当	
4227	防衛省	20		289	0	PBLに関する人材育成		防衛省・自衛隊では、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、装備品の構想段階から廃棄に至るまでそのライフサイクルを通じ、一貫したプロジェクト管理の強化や装備品等の稼働率を維持・向上させつつ長期的なコスト低減を図る観点から成果の達成に対して対価を支払う成果保証契約(PBL:Performance Based Logistics)の導入を進めているところ、これらを実施するための最新の知識やノウハウを有する人材を育成する。	PBLに関する業務を円滑かつ適正に実施するためには、PBL事業に携わる担当者にPBLに係る全般的な知識を習得させ、今後の適用拡大に確実に対応できるノウハウ及び課題解決能力を付与することが不可欠である。また、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、装備品の構想段階から廃棄に至るまでそのライフサイクルを通じ、一貫したプロジェクト管理の強化を図るには、コスト管理・分析が必須であり、ライフサイクルコスト管理のノウハウや最新の知識を習得させる必要がある。本事業は、これらに係るノウハウや経験の蓄積を豊富に有する米国防取得大学が実施する課程を受講させ、総合的専門的知識を習得させるとともに、ケーススタディ等を通じて実地に学ぶことにより、実施状況等に係る検証及び改善策の立案業務において主導的な	0	0									5_a4_2								非該当	
4228	防衛省	20		290	0	ライフサイクルコスト教育		防衛装備庁におけるプロジェクト管理体制において必要となる主導的役割を担う人材を育成するため、コストマネジメント先進国のライフサイクルコスティングを中心とした取得・管理に係る幅広い知識及び技能等を効率的に習得させる。	プロジェクト管理を通じた効果的・効率的な装備品の取得を行うためには、適切なライフサイクルコスト管理が必要である。適切なライフサイクルコスト管理の実施に資するコスト分析等の実施のためには、会計やマネジメント等に係る高度の専門知識・スキルが必要とされるものであり、省内で得ることのできない知識・スキルについて、各種教育機関等で教育・研修を受講することにより、ライフサイクルコストの分析、検討、管理等の業務の実施において主導的な役割を果	0	0									5_a4_2								非該当	
4229	防衛省	20		291	0	情報システム等の取得に関する検討		防衛省として、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めるため、情報通信基盤においても必要な機能・能力を維持・強化しつつ、可能な限り効率化を図る必要がある。このため、指揮通信系システムの事業化及び調達プロセスに係る検討を行う際に際して、専門的な観点からの技術支援を受けることを目	より効率的な指揮通信系システムの整備に資するため、これらの換装、システム設計、プログラム設計・製造及び総合試験にかかる事業の評価や、要件定義、仕様書作成などのプロセスにかかる検討を技術的な観点から支援する。	0	0									6_6								非該当	
4230	防衛省	20		293	0	取得マネジメント(プロジェクト管理)に係る人材育成		防衛省においては、主要な事業について装備品のライフサイクルを通じて、コスト、スケジュール、パフォーマンスに関する一元的な管理を実施することにより、適切な取得を行うためのプロジェクト管理の手法を導入することとされている。このため、プロジェクト管理を通じた装備品の取得を行う防衛装備庁において、プロジェクト管理を適切に実施するための知識を有する人材を育成する。	プロジェクト管理を通じた効果的・効率的な装備品の取得を行うためには、取得関係業務に携わる職員にプロジェクト管理に必要な知識を習得させ、課題を解決する能力を付与することが不可欠である。米国では、装備品取得のためのプロジェクト管理を適切に実施するため、長年に亘り専門の教育機関において取得関係職員の教育を実施しているところ、本事業は、米国において実績のある取得マネジメント教育を防衛省においても実施することにより、取得関係職員にプロジェクト管理の適切な実施のために必要な知識・スキル	0	0									5_a4_2								非該当	
4231	防衛省	20		294	0	業態調査に要する経費		防衛装備庁における調達事業においては、契約方式及び契約相手方の選定を公平かつ適切に行うため、随時、競争参加資格の有無や資産の状況及び信用度の程度等の業態調査を行っている。本事業は、大企業中小企業の別を問わず企業情報を多数保有している信用調査会社から確実な情報を取得し、防衛装備庁LANに展開することにより、情報共有し、もって業態調査の資とするものである。	各省庁における入札参加資格(全省庁統一資格)を有する関東甲信越地域の企業の情報を一元的にデータ化したものをリアルタイムに閲覧できるシステム及びシステム保守。	0	0									4_b4_2								非該当	
4232	防衛省	20		295	0	調達情報セキュリティ監査要員の養成		防衛関連企業に対して情報セキュリティ監査を行う職員、保全専門官及び情報セキュリティを担当する契約担当官の補助者等(以下担当者等)に、情報セキュリティ監査制度等についての知識を付与し、担当者等が適切な情報セキュリティ監査等を実施することで、防衛関連企業が保有する「防衛情報」の紛失・漏洩等を防止する。	米研修では、担当者等に対し、情報セキュリティを巡る最新の動向や事件・事故及び対策例を示すとともに、仮想企業に対する一連の監査(情報システムに対する監査演習を含む。)の演習等を行うことにより、情報セキュリティ監査制度等の知識を付与するものである。米国政府から、米国の機密を含む装備品等の製造・修理を行う企業の保全態勢を構築するには、防衛装備庁における保全専門家の育成が急務であると指摘されている。そのため従来から養成教育を実施している情報セキュリティ監査官に加え、保全専門官及び契約担当官等補助者にも教育を実施し情報保全要員の底上げを早急に図る必要がある。	0	0									5_a4_2								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4233	防衛省	20		296	0	防衛装備協力（ASEAN諸国への民間技師派遣）		装備協力を行うにあたっては、装備品の相手国への移転のみならず、装備品の操作や維持修理に関する専門的な知識や経験を相手国の関係機関に提供することで、包括的かつ継続的に実施することが必要。ASEAN諸国からは、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野における装備協力について日本側に期待が示されており、これらの分野における包括的な協力を実現することで、地域における自然災害への対応能力の向上やシーレーンの安全確保を通じて、地域の安定化への貢献につながる。	防衛装備協力を行うASEAN諸国に対し、協力する装備についての民間技師を派遣し、相手国軍関係者に対して装備品に係る操作や維持修理についての知見を提供することで、移転する装備に伴うアフターサービスを含めた包括的な装備協力として提供するもの。	0	0									5_a4_2								非該当	
4234	防衛省	20		298	0	研究開発推進事業		研究開発を推進していくために必要な備品類等の調達、製造、役務及び各種科学計算に用いる電子計算機の借料等に加え、旅費を支給することで、研究開発環境を構築していくことを目的としている。	・試験研究の実施にあたり、必要な備品、消耗品、油及び弾薬の購入、人員及び物資の輸送並びに通信回線の整備等の費用 ・研究の実施、調査、試験及び試作品・研究用機械器具の検収・領収・監督を実施するために必要な旅費 ・諸外国との技術交流の一層の推進を図るために必要な旅費 ・職務発明の発明者に対し、特許、意匠が登録された際の登録補償金及びそれらの権利が使用された際の実施補償金の支払費用	51,687,858	55,414	2	一般	－	35	4	－	－	－	－	1_a_1	4_a1_3	5_c1_1	6_1					該当	
4235	防衛省	20		312	0	航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーションの研究試作		航空機に搭載した小型赤外線センサによる弾道ミサイル警戒監視システムの実現に必要なシステムインテグレーションについて研究し、将来の装備品等に反映する。	当該事業では、平成25年度から平成27年度に実施した研究試作（その1）、平成26年度から平成29年度に実施する研究試作（その2）及び平成27年度から平成30年度に実施する研究試作（その3）において、設計を実施すると共に、飛行試験機 1機、赤外線センサ 1式、地上システム 1式等を試作し、31年度に試験を実施した後、研究を終了する	3,158,232	0	2	一般	－	35	4	－	－	－	－	1_a_1								該当	
4236	防衛省	20		315	0	装輪155mmりゅう弾砲		野戦特科部隊に装備し、各種事態において、広域かつ迅速に機動するとともに、遠距離からの火力発揮により敵部隊等を撃破するために使用する装輪155mmりゅう弾砲について、後継装備品を開発する。	当該事業は、3段階の試作段階と試作品の性能を確認する試験からなる。試作（その1）は平成25～27年度にかけてシステム設計、試作品設計を実施する。試作（その2）は平成27～29年度にわたって、試作（その1）で確立したシステム性能、設計基準等に基づき、装輪155mmりゅう弾砲Ⅰ型および機能性能を確認するための専用試験装置を試作する。試作（その3）は平成28～30年度にわたって、装輪155mmりゅう弾砲Ⅱ型および専用試験装置を製造する。平成27年～30年度に試験を実施した後、開発を終了する	3,999,240	0	2	一般	－	35	4	－	－	－	－	1_a_1								該当	
4237	防衛省	20		324	0	安全保障技術研究推進制度		防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的・独創的な基礎研究の発掘・育成をする。	本事業は、防衛分野での将来の研究開発に資することを期待し、国内の研究機関等を対象に、競争的資金制度に基づき防衛装備庁が示した研究テーマに対して研究課題を広く公募し、外部専門家による選考評価も踏まえた上で、優れた研究課題の提案に対して基礎研究を委託するものであ	4,750,000	0	2	一般	－	35	4	〇	〇	－	－	1_a_1								該当	
4238	防衛省	20		333	0	衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作		宇宙からの赤外線画像のデータ収集を行い、弾道ミサイルの発射の検知や情報収集・警戒監視機能への赤外線センサの活用可能性について研究を行うため、防衛省において試作した2波長赤外線センサを文科省・JAXAが計画する先進光学衛星に搭載し、宇宙実証するためのインテグレーション技術について研究し、将来の装備品等に反映する。	当該事業では、平成27年度から平成31年度の研究試作において、基本設計、細部設計を実施した後、フライトモデル及び地上システムを製造する。平成32年度に予定している打ち上げ後は、平成36年度にかけて、基本性能の確認及び総合性能の確認のための試験を順次実施し、研究を終了する予定である。	447,782	0	2	一般	－	35	4	－	－	－	－	1_a_1								該当	
4239	防衛省	20		334	0	移転措置事業		防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で起訴が提起されている状況である。 これらの障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られること	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域等の指定の際現に所在する建物等の所有者が、同区域外に移転を希望する場合に、建物等の移転補償や土地の買入れを行う事業である。 また、移転を希望する住民がまとまって同一の地区へ移転し、その移転希望地において、道路、水道及び排水施設などの公共施設の整備が必要な場合には、その整備を行う地方公共団体等に対して助成を行うものである。	0	0									4_a4_2								非該当	
4240	防衛省	20		335	0	民生安定助成事業		防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の緩和に資するため、地方公共団体等が実施する生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備等に対して国がその費用の一部を補助することによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。	自衛隊等の行為によって発生する障害は、その周辺地域の生活に影響を及ぼすものであり、これを周辺住民にのみ受忍させることは不公平であることから、その障害に対して対策を講じ、防衛施設と周辺地域との調和を保つためには、障害そのものを防止・軽減するだけではなく、生活環境そのものを全体的に向上・発展させていく施策も必要である。 そのため、防衛省として、最も周辺地域の事情に詳しい地方自治体が、生活環境の向上・発展に必要な施設（民生安定施設）を整備する場合に、その助成を行うことで地元の理解と協力を得てきている。 具体的には、集会用施設やごみ処理施設等の生活環境施設や、周辺の農林漁業用の施設の事業経営の安定に必要な施設に対する助成を行っている。 また、事務手続きについては、地方自治体から具体的な施設整備の申請が行われた後、防衛省において、防衛施設とその地域の間にどのような障害があるかなどの内容の審査を経て、その整備費用の一部を補助している。 ※ 具体的な施設の内容等については、別添参照。 なお、上記施設の整備については、補助率5/10～10/10・定額等により助成を行うものである。 その他、放送受信料の半額相当について助成を行う放送受信障害や、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等について助成を行う空調機器稼働費がある。	0	0									8_6								非該当	
4241	防衛省	20		336	0	緑地整備事業等		【緑地整備】 防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の防止等のため、防衛施設周辺地域において、緑地帯の緩衝地帯を整備することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。 【周辺補償】 駐留軍及び自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償	【緑地整備】 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第6条の規定に基づき、移転措置事業で取得した土地（周辺財産）を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、国自ら緑地帯その他の緩衝地帯として整備するものである。 飛行場等からの被害（騒音、煤塵、危機感等）の緩和のほか、周辺環境の改善等に資するものとして、周辺財産等の植栽工事を実施している。 また、植栽した緑地帯等の整備目的及び機能を十分に発揮させるための維持・管理として、樹木の育成過程に応じて、施肥、薬剤散布、剪定その他の撫育管理工事を実施している。 【周辺補償】 駐留軍及び自衛隊による航空機の頻繁な離陸及び着陸等により、従来適法に農林漁業等の事業を営んでいたものがその事業の経営上損失を受けた場合、国がその損失を	0	0									4_a4_2	8_6							非該当	
4242	防衛省	20		337	0	騒音防止事業（住宅防音）		防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場などの用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する第一種区域の指定の際現に所在する住宅等を対象にその障害を防止し、又は軽減するため住宅の所有者等が行う防音工事に対して国が補助金の交付を行うことによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することで理解と協力	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響等に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する第一種区域の指定の際現に所在する住宅等を対象に、自衛隊等の航空機の音響等に起因する障害を防止又は軽減するため住宅の所有者等が行う防音工事に対し、助成を行うものである。 なお、補助率10/10により防音工事、補助率9/10（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者等である場合は10/10）により空気調和機器昨日復旧工事、補助率10/10により防音建具機能復旧工事についてそれぞれ助成を行うものである。	0	0									8_6								非該当	
4243	防衛省	20		338	0	借料		在日米軍に施設・区域を提供することは、条約上、我が国に課せられた義務であり、かかる提供に必要な民公有地については、賃貸借契約を締結して使用することを基本としている。これにより、防衛施設の継続的・安定的な使用を確保し、もって我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを目的としているものである。	防衛施設の安定的な使用の確保のため、土地所有者の理解と協力を得て土地を借り上げることが必要不可欠である。このため、土地所有者と賃貸借契約を締結し、適正に算定した賃借料を支払って借り上げているものである。 なお、当省が行う借料の算定に当たっては、防衛施設周辺の地価動向及び開発状況を勘案の上、公示地及び基準地等の客観的データを基に、算定基準に基づき借料の基本となる土地の評価額を算定している。	0	0									8_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:-)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:-)	競争的資金(該当:〇 非該当:-)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-)	SBIR対象(該当:〇 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4244	防衛省	20		339	0	補償経費等		【漁業補償】 駐留軍又は自衛隊が訓練等のため水域を使用する場合、円滑に訓練等を行うとともに、漁船の操業や漁業関係者の安全を図るため、制限水域を設定し、これに伴う漁業経営上の損失を補償することにより、制限水域の安定的な提供及び使用を確保するものである。 【買収(不動産購入)】 駐留軍に施設・区域として提供する必要のある土地等は賃貸借契約により使用権原を取得することを基本としているが、提供に際して土地等所有者が買収を条件とするもの及び施設・区域の土地等の所有者のうち、経済的事情等から土地等の買収要望があったものについて買収しており、これにより防衛施設の安定的使用を図ることを目的とするものである。 【財産管理(周辺財産の除草工事)】 国有財産法第9条の5の規定に基づき、国有地において適正な財産管理(除草工事)を行い、これにより防衛施設の安定的使用を図ることを目的とするものである。 上記のほか、防衛施設の安定的な運用の確保を図るため損失補償等を実施している。	【漁業補償】 駐留軍又は自衛隊が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴う漁業者が被った漁業経営上の損失を補償するものである。 他方、法律による漁業補償については、漁船の操業制限等の開始時点の者を対象としているが、その後に漁業を営み始めた者は同様に損失を被っているにもかかわらず補償対象者とならないことを踏まえ、これらの者を救済するため、一定の要件に該当する者に対し、漁業見舞金を支給している。 【買収(不動産購入)】 駐留軍に施設区域として提供する民公有土地等の所有者及び現に提供している施設・区域で、賃貸借契約を締結し駐留軍の用に供している民公有土地等の所有者と不動産売買契約を締結して用地を取得し、土地代金を支払って補償している。なお、買収に当たっては、正常な取引価格を基に、算定基準に基づき買収の基本となる評価額を算定している。 【財産管理(周辺財産の除草工事)】 周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅及び農地への種子の飛散による環境の悪化並びに枯草による火災の発生につき、未然防止等適正な除草工事を行っている。	0	0									8_6									非該当	
4245	防衛省	20		340	0	障害防止事業		防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設整備に対して国が補助金の交付を行うことによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られること	自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成を行うものである。 なお、原則補助率10/10により、河川改修(洪水対策)、砂防施設(土砂流出対策)、ため池(用水対策)等の整備について助成を行うものである。	0	0									8_6									非該当	
4246	防衛省	20		341	0	騒音防止事業(一般防音)		防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害を防止し、又は軽減するため学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、国が補助金の交付を行うことによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。また、第3条第2項に準ずる措置として、学校等の防音工事を実施した施設を対象に、当該工事で設置した空気調和設備を稼働させることにより超過負担となる電気料金等の一部を補助している。 【補助率】 ① 一般防音　(本土) 学校等 5.5/10～10/10、病院等 5/10～10/10 (沖縄) 学校等 7.5/10～10/10、病院等 5/10～10/10 ② 防音関連維持費 (本土) 電力量料金5.5/10、基本料金 2/3 (沖縄) 電力量料金 9/10、基本料金 10/10 なお、「① 一般防音」の補助率は、対象施設の工事種別、工事方法により異なる。	0	0									8_6									非該当	
4247	防衛省	20		342	0	道路改修等事業		防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する施設整備に対して国が補助金の交付を行うことによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られること	自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用により生ずる障害を防止し、又は軽減するために道路改修に必要な工事に対して助成を行うものである(法第3条)。 防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対して助成を行うものである(法第8条)。 なお、補助率6/10～10/10の範囲内において、道路の改良・舗装・舗装補修に対して助成を行うものである。	0	0									4_a4_2									非該当	
4248	防衛省	20		343	0	防衛施設周辺整備統合事業		防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場、港湾など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害の防止等のため、地方公共団体等が実施する複数の障害防止事業及び民生安定助成事業等に対して国が補助金の交付を行うことによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得	自衛隊等の行為により生ずる障害の防止又は軽減及び防衛施設の設置又は運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業及び民生安定助成事業等を対象に複数の事業を統合して助成を行う事業である。 なお、補助率5/10～10/10・定額等により、障害防止事業(河川改修等)、民生安定助成事業(消防施設、公園等)、道路改修等事業(道路改良、舗装、舗装補修)に対して助成を行うものである。	0	0									8_6									非該当	
4249	防衛省	20		344	0	行事広報		わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものであり、そのためにも自衛隊の現状を、青少年や女性層を含め、広く国民に紹介する広報活動が重要である。 また、災害派遣の一環として音楽隊の慰問演奏会などを各被災地で実施し、被災者の心の癒しを図るなど、平素から防衛省・自衛隊による各種行事を実施し、親近感の醸成を図ってい	災害支援活動においては、音楽隊が慰問演奏会を実施することで、被災者の心を癒し、激励するなどの活動も実施している。こうした活動も含め、防衛省・自衛隊の各種行事を実施することにより、国民一般に自衛隊の実状を紹介し、理解を深めるとともに親近感の醸成を図る。	0	0									3_c4_5									非該当	
4250	防衛省	20		345	0	印刷物広報		わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、災害派遣など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛白書やパンフレットといった様々な印刷物を活用した広報活動を実施している。	災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。 このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策についてわかりやすく説明するパンフレット等を作成している。	0	0									3_c4_5									非該当	
4251	防衛省	20		346	0	視聴覚広報		わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの海外における活動及び災害支援活動など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛政策ビデオやCM映像といった様々な媒体を活用した広報活動を実施している。	災害支援活動及び海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。 このための広報活動としては様々な手段を適切に組み合わせて実施することが有効であるが、特に映像等、視聴覚に訴える広報活動は若年層を中心に高い効果が期待できるため、広報用DVDや防衛政策をわかりやすく説明した映	0	0									3_c4_5									非該当	
4252	防衛省	20		347	0	広報体制の整備		わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの海外における活動及び災害支援活動など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、防衛政策や活動内容の積極的な広報活動を実施している。	防衛省・自衛隊では、災害支援活動及び防衛政策など自衛隊の様々な活動について、国民一般に認識していただき理解を深めるため、防衛施策等に関する各種広報活動(防衛シンポジウム、防衛モニター、ホームページによる情報提供など)を実施し、国民の意見や意識などを把握することで今後の広報活動の参考としている。	0	0									3_c4_5									非該当	
4253	防衛省	20		348	0	防衛研究所における教育に要する経費		防衛研究所は、防衛省自衛隊の高級幹部の育成のため、諸外国の戦略大学レベル相当の教育機関として、軍事的視点のみならず、政策的視点から安全保障政策の教育を実施し、国家安全保障における将来のリーダーを育成するとともに、防衛省の政策立案の資とするための研究を実施することを目的としている。	上記目的を達成するため、課程教育の実施、教官による教育・調査研究活動、国内外の資料収集等を実施している。 また、市ヶ谷地区への移転による政策立案部門等との連携体制を強化するとともに、知的基盤強化のため、防衛省自衛隊の高級幹部を対象に、政策プロフェッショナルの養成	0	0									5_a4_2	1_b_2_6								非該当	

通番	府省庁	府省庁ORDER	事業番号1	事業番号2	事業番号3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円]	左記うち要望額うち科技予算額[千円]	機関コード(1～5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:〇 非該当:－)	会計コード	使途別分類(1～4)	提案公募型(該当:〇 非該当:－)	競争的資金(該当:〇 非該当:－)	独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－)	SBIR対象(該当:〇 非該当:－)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考
4254	防衛省	20		350	0	軍備管理・軍縮		大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイル及びこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散することを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散に取り組むとともに、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応する。	大量破壊兵器の軍備管理・軍縮、不拡散に取り組むため、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会、オーストラリアグループ会合、化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議等に職員を派遣し、それぞれのレジームの規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力するほか、通常兵器の軍備管理・軍縮、不拡散については、既存の規制枠組みの会合等に職員を派遣し、実効性を高めるために協力する一方、特定通常兵器使用禁止・制限条約の各種会合では、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、	0	0										5_c4_2								非該当	
4255	防衛省	20		351	0	被服購入等に係る経費		自衛隊法等に基づき、被服を着用することが義務付けられている自衛官（幹部・曹士）、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等の制服等を整備する。	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条（被服の無料貸与及び支給）に基づき、制服等の貸与数量及び支給数量が定められており、新規に採用する自衛官等の所要、耐用命数を超えるもの及び損耗が著しいものについて、効率的な調達に努めつつ整備する。 なお、男女がともに働きやすい職場環境が確保されるよう、	0	0										4_d4_2								非該当	